

シヨウ

(栗塚報告委員) ソレカラ今度ハ地所テアリマス

(委員長) 舊税ノ増加トカ強要借入杯ハ宜シイカ

(栗塚報告委員) 己ニ議論ノアツタノテ只非常ノ負擔ト云フハ租

税マテ籠ノテ居ルノハ困マルト云フノテ報告委員中ニモ現在非常

ノ負擔又ハ租税ニ付テ虛有者ハ元金ヲ拂ヘト云フハ何セナレハ二

様ニアルカラテ而シテ見レハ此所ハ強要借入ハナイ非常ノ租税ト

云フノハ悪クハナイカト云タカ非常ノ負擔ト云ヘハ大ハ小ヲ兼ル

カラ分リソウナモノカト云フノテ止マリマシタ

(清岡委員) 元金ヲ拂ヒト云フノハ用收權ノ利息ヲ拂ヒト云フコ

トカ

(栗塚報告委員) 元金ノ利息ヲ拂フト云フコトテス

(清岡委員) 非常ノ負擔租税ノ内ニコウ云フモノカアツテソレチ

元金ハ所有者カ拂ヒ利息ハ用收者カ拂フ様ニ見ヘル

(南部委員) マア此位ニシテ置ケハ何ウカ

(松岡委員) 負擔ニ付テハテ宜シクハナイカ

(渡委員) 負擔又ハ租税ハ通常テ、非常負擔ト云フノハ舊税増加

又ハ新税テシヨウ

(栗塚報告委員) ソウテハナイ、非常負擔非常ノ租税テナケレハ

ナラン

(渡委員) 強要借入舊税増加新税ハ非常テ前ノハ通常テシヨウ

(栗塚報告委員) 同シテス、只繰返シタノテソレダカラ非常ノ負

擔ト看做ストアリ非常負擔又ハト云ハナケレハナラン

(松岡委員) 上ハ通常租税其他何ハ負擔ト云タノテ今度ハ非常負

擔ト云フト跡へ注解チ出シテ居ルノタ

(南部委員) ソレヨリ通常ノ負擔又ハ負擔ト看做スヘキモノトヤ

ツテ宜シイ

(清岡委員) 非常ノ租税ト看做スト云フコトハアリマスマイ

(松岡委員) 非常ノ負擔ト看做スノタ

(栗塚報告委員) ソンナコトヲ仰シヤラレテハ困リマス臨時非常

ノ場合ニ付テ舊租ノ増加新税テス

(松岡委員) 負擔ノ中へ税カ這入テ居ルノタ、タカラ又ハ抜イテ

賣イタイ非常ノ負擔ト云フハ何フテモタ

(清岡委員) 下手ナ論ハ止メマシヨウ

(渡委員) 非常ノ負擔丈テ宜シイカスルト通常租税トハ見ラレヌ

様ニナル

(委員長) 松岡サンハ非常ノ負擔ト直ク行クト云フノカ

(松岡委員) 左様

(笑作委員) ソレテハ九十三條ハ何ウカ

民財九ノ九九

(松岡委員) 九十三條ハ未タ見ナイ

(栗塚報告委員) 大活眼ヲ以テ願ヒマス

(委員長) 此儘置テハナイカ

(南部委員) 分ラヌコトハアリマセン

(委員長) 宜ケレハ置テ是テ食事ニ致シマシヨウ

于時零時十分本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

午後一時十分開會

(尾崎委員) ヤリマシヨウ

第五百九十三條朗讀ス

第五百九十三條 用收者又ハ虛有者カ通常又ハ非常ノ租税ヲ納

メサルトキハ不動産ハ完全ノ所有權ニ付キ差押ラレ且販賣セ

ラレ其息納ノ租税ヲ納メタル代價ノ超過額ハ元本ニ付テハ虛

有者ニ屬シ收益ニ付テハ用收者ニ屬ス

此場合ニ於テ用收者ハ第百十三條ニ定メタル如ク其收益スル
金圓ニ付キ保證人ヲ立ツ

(南部委員) 用收權ト所有權トヲ分別シテ用收權ト云フモノハ所
有權ノ支分權ト云フ原則ヲ定メテ其支分權ト云フモノニ付テ租稅
ヲ用收者カ納ルノ場合ニ其重モノ支分權ヲナクシテ元ノ所有權ヲ
賣却スルト云フコトハ何ウモ適當ヲナイ、又虛有者カ所有權ニ係
ル所ノ非常ノ租稅ヲ元金ニ由テ拂フコトノ出來ヌ場合ニハ其用收
權ヲモ一所ニ賣却シテ而シテ租稅ヲ納ルサスルト云フコトモ之モ
亦允當ヲナイ詰ル所租稅息納ノ爲メ差押賣却スルコトハ甚タ不當
テアリ又加フルニ此差押賣却スルトカ云フコトハ即チ息納者ノ處
分ニテ行政法ヲ以テ定ムヘキモノテ此所ニ定ムルハ甚タ其當ヲ得
ナイ、何ウカ原ノ「ボアソナード」ノ原案ガ宜シイト思ヒマス
(粟塚報告委員) 折角改テ來タカ何ウ云フモノテシヨウ

民財九ノ一〇〇

(南部委員) 此所ハオカシイテハナイカ
(村田委員) 此所ハ悉皆刪テ置タカ
(尾崎委員) 佛蘭西ハ何ウナツテ居リマスカ
(笑作委員) 佛蘭西ニモナイノテシヨウ
(粟塚報告委員) 佛蘭西ニハ賦課シタ物ヲ賣拂フト云フコトハナ
イ身代限チスル丈テアリマス
(尾崎委員) 併シ負擔ハ誰カスルカ
(粟塚報告委員) 用收者テスソレテ用收者ノ着物モ單箇ノ中持物
ヲモ賣ルノテス又年ノ成物ヲモ賣ルノテハナイ
(南部委員) ソレモ疑ヒカアル非常ノ租稅ヲ納ルサルトキテ、納
メテ居レハ宜イト云フ虛有者カ非常稅ヲ納ルヌト云フト押ヘラレ
タ方ハ宜イト思テ納ルヌニ置クト、スルト財產カ取レヌ地所ヲ賣
ル様ニナルハオカシイ

(栗塚報告委員) 政府ハ當リ前ノ債權者テ日本テハ租稅ヲ賦課シ
タ物ヲ賣ルハ稅法テスソレテ六ヶ敷論カ起ルノテアリマス

(尾崎委員) 租稅ト云フモノハ所有者カ負擔スルノカ用收者カ負
擔スルノカ

(栗塚報告委員) 用收者カ負擔スルノテス六百八條ニアリマス

(村田委員) 英國モソウテス

(尾崎委員) 佛蘭西ニモ租稅ニ通常ト非常ト分ケテアリマス

(南部委員) 佛蘭西ノ六百八、九條ニアリマス

(尾崎委員) 所有者カラ拂フ様ニナツテ居リマスネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(尾崎委員) 一体負擔ヲ受ルノハ虛有者ガ受ケルノテス

(箕作委員) 其前ニハ條カアリマス

(栗塚報告委員) 日本ノ米杯ハ無論用收者テスネ

(箕作委員) 日本民法テ云フ非常負擔ト通常負擔ト云フ様ナル譯
ニナルノテス

(松岡委員) 先取權ト云フノハ租稅ニ付テカ

(箕作委員) 租稅ノ先取特權ハ二百九十八條ニアリマス

(尾崎委員) 之ハ租稅法テ宜サ、ウナモノテス

(村田委員) 悉皆除テ元トノ九十三條ヲ生カシテ置イタラ宜シイ
テシヨウ「ボアソナード」モ満足スル

(箕作委員) ソレテ宜サ、ウナモノテス

(栗塚報告委員) 併シ日本ノ租稅ヲ何ウシテ取立ルト云フカ問題

テコウ云フ困難カアルカラ用收權ヲ賣ラセナケレハナラント云フ
原案テアツタノテス

(尾崎委員) ソウタケレトモ稅ハ政府テ總括スヘキタカラ此所テ
ハ除ケテモ宜シイ

(渡委員) 之ヲ若シ云ハスニ置タラ税法ヲ拵イテ吳レハ差支ナイ
カ今ノ儘ニハ何ウカ知ラン

(尾崎委員) 納ノルハ用收者カ納ノルニ定マツテ居ル納ノヌトキ
用收權ヲ賣ルト云フノタネ

(村田委員) 左様テス

(渡委員) 賦課シタ物ニ付テ取ルト云フハ日本法律ノ原則ナレハ
宜シイ

(松岡委員) 物ヲ目的トシタラ何時モ公賣スル、此通りニシテモ
名義ハ向ウテサレテモ公租不納ノトキハ虛有者ノ名義ト云フノタ
スルト「ボアソナード」ハ作タ所ノ米ヲ取テ稅ヲ拂ハスニ居ルト
公賣サスル五十圓ノモノヲ廿圓ニ賣レタト云フト現行ノ租稅法ハ
嚴酷トシテモ「ボアソナード」カ書タヨリモ疑ヒハナイ租稅法ハ
改良カ出來テ居ルノテ此所ハ極シテ付テ仕舞ト六ヶ敷コトニナル

民財九ノ一〇二

之ヲ云テナカウタラ何ウスルカ現行法テ地面ヲ賣ルカ

(渡委員) ソレハ賣ル

(松岡委員) スレハ書テナイモ同シタ租稅法ヲ改良スレハ此所ニ從
テ改良ニナルカ

(清岡委員) 今ノ理窟テハユカヌ九十二條ニアル通りテ用收權丈
ハ書テナイトキハ用收權丈ハ賣ルカケレトモ底地ノ所有權ヲ賣ル
ト云フコトハ書テナケレハ出來マセン

(松岡委員) 此通りテ若シ負擔シナカツタ所カ即チ今ノ法律ノ通
リ物ヲ取テ公賣スルテハナイカ

(清岡委員) ソレヲ賣ルトナルト所有者ノ知ラサルコトヲ以テ所
有者ノ權利ヲ奪フ譯ニナルカラ此所ハ用收權丈ヲ引上ケテ賣ルコ
トカ出來ルケレトモ所有權ヲ賣ルコトハ出來ヌト見ルヨリ仕方カ
ナイ

(渡委員) 賦課シタ物ニ付テ取ルト云フ今日ノ税法テス

(清岡委員) 願ル用收權ヲ蹂躪シタ話テス

(渡委員) ソウナル

(清岡委員) 併ナカラ、蹂躪シテモ明文ヲ掲ケテ斯ウ云フ場合ニハ用收權ハ所有權迄立入ルトアレハ宜シイ、ナクシテ之ヲヤルト云フノハ誠ニ用收權ヲ設ケテ置キナカラ用收權ノ性質ヲ打遣テ仕舞所有權ニ迄行クト云フコトニナル、スルト用收權ヲ置イタ性質上ニ於テ遺憾テアル、ソウスルニハ新規ノ條ヲ置カナケレハナラント云ヒ新規ノ條ヲ置イタ曉ニ考ルト不都合千万ナ話テ處有者ト云フ者ハ殆ント所有權ヲ賣ラレタ様ナモノテコウ云フコトヲシテ用收者ハ毫モ盡サス爲ノニ用收權モ奪ハル、トキ用收シタコトハ上手シテ所有者ニ係テ所有權ヲ賣ルコトニナツテ來ルト用收者ハ取逃ケニナルカラ仕方カナイ所有者ハ自分ノ所有ノ責任ヲ止チ得

ス用收者ノ不都合ト雖モ擔任スルカ又地所ヲ賣ルカ否ナレハ他ノ金テ償フカ償フテヤルト云フ場合ニハ用收權ヲ取戻スナレハ宜シイガ賣ラレナカラ原文ニ付テハ處有者ニ屬シナカラ收益ハ遣ラナケレハナラント云フト用收者ノ「尻リ拭ヒテシテヤツタニ止マルソ」ンナ馬鹿氣タコトハナイ

(南部委員) 用收者ガ收益爲ス物ニ賦課スル租稅又ハ其他毎年ノ何カ用收者ノ擔任ハ今ノ税法トハ違フ今テ税法ト云フモノハ所有者ノ即チ所有權ヲ持テ居ル即チ地券面ノ物カラ取ルト云テ居ル已ニ現行法ト低觸シテ居ル、其條ヲ置キナカラ又此所へ來テ遂ニ現行法ト同シ様ナ條ヲ置クハ分ラヌ

(渡委員) 之ヲ除ケ税法力定マラヌト結果ハ何ウナルカナレハ矢張り此通りニナルノテス

(松岡委員) 今ノ所テハ同シタ

(南部委員) ソレテハ九十二條ハ何フカ己ニ抵觸シテ居ルテハナ
イカ

(清岡委員) 現行法ト抵觸シテ原案ヲ用收者カラ取トシテアル以
上ハ用收者カラ取ラナケレハナラン

(渡委員) 用收者カラ取トシテ見レハタカ然ルニ現行ノハ結果其
物ヲ賣ルト云フ方ニ充テラル、カ

(栗塚報告委員) 併シ用收者カ租税ヲ滞テ虛有者所有ヲ取ラル、
ハオカシイネ佛蘭西ニハ非常税丈ニナツテ居リマス非常税丈ハ所
有者ニ係ルカラ仕方カナイ

(南部委員) ソレカ、當リ前タ

(栗塚報告委員) 設ケナシテソウシテ税丈土地ヲ取テ賣ラセルト
云フハオカシイ

(松岡委員) 今ハ此通りテアリマスセ

民財九ノ一〇四

(南部委員) ソレハユカヌ己ニ九十二條ニ抵觸スルカラネ、タカ
ラ九十二條ガ出ル以上ハ國稅徵收法ヲ改メナケレハナラン

(栗塚報告委員) ソウテス

(尾崎委員) 用收權ニ付テノ税ニ徵收方カ出來ルノテス

(松岡委員) 即チ九十二條ハ本ニナツテ用收者カ擔任シナケレハ
ナラン若シ打テモ敵テモ金ガ出來ヌトキハ用收權ヲ賣ルヨリ仕方
カナイ其トキ用收權ヲ足ラヌカラ所有權マテ及フト云テハ尋常ニ
ナツテ仕舞

(南部委員) ソレハユカヌノテス

(尾崎委員) 一文モナケレハ身代限ト云テソレヨリハ

(清岡委員) ソレテ宜シイタロウ

(栗塚報告委員) 所得税ニハ算セヌノテ所得ハナイカラネ所得税
ハ用收者タカラ其所得税ヲ拂ハヌトキハ地面ヲ取ラル、

(南部委員) ソンナ馬鹿ナコトカ出來ルモノカ

(尾崎委員) 之ハ仕方カナイ用收者ノ拂ハヌトキハ政府ノ損トシ
ナケレハ法律カ立テラレナイ

(渡委員) 租税法ニ追加トカ増加トカスル理由テ之ヲ删除シマス
カ

(栗塚報告委員) ソウテス租税法中用收權ノ設定シテアル不動産
ニ付テノ税ヲ用收者ニ對スル物上權ハ税法ニ復販シナケレハナラ
ント云フヨリ仕方カナイ

(尾崎委員) ソレテ宜シイ

(松岡委員) 現行法カラ云フト物ニ賦課シテ若シ納ノヌトキハ誰
カ持テ居ルトモ構ハヌト云フノテス

(笑作委員) 今ノ税法テハソウテス、タカラ佛蘭西法見タイニ地
税ハ土地自カラ取ルノテナイ入額へ課スルト原則ヲ定メナイト合

マセン

(栗塚報告委員) ソレタカラ用收權ヲ設定スルコト出來ヌヨウニ
ナルノテス

(松岡委員) タカラ本條ニ書テナクトモ物ヲ持テ押ヒテ賣ラレル
ト現行法テソウナルノテ、ソウナツテ見レハ何ウカト云フト虛有
者自カラ擔當シタ上自分カ出スヘキチ出サヌトキハ地面ヲ賣ラル
、ハ自棄自得タカ用收權ヲ持テ人ニ收益サセ、税ヲ納ノヌ爲ノ虛
有者カ地面ヲ賣ラレオ負ケニ其金ヲ用收者カ使フ誠ニ迷惑千万ト
思テ攻撃シタノタカ今度補ヒカ付タト云フ積リタネ

(尾崎委員) 用收權ヲ定メル以上ハ己レノ地面ヲ賣ラル、譯ト云
フノテス

(南部委員) 理窟ハ宜シイ

(村田委員) ソンナモノヲ法律ニ設ケラレテハ困ル

(渡委員) 此上ノ精神カラ云フト今ノ税法ハ改ルカ宜シイガソレ
テナイト大變ナ問題テス

(松岡委員) ソウテス

(尾崎委員) 自分ノ地面チ取上ケラル、ト云フ考ヘテ設定スルヨ
リ仕方カナイ

(松岡委員) 然レハ強ク書テ用收權チ止メルヨリ仕方カナイカソ
レモ出來マセン

(南部委員) 已ニ用收權置ク以上ハ不都合ナコトハ側テ置ト云フ
コトハユカン

(栗塚報告委員) 逆モ抵抗スルコトハ出來マセンカラ毒チ流シテ
ト云フコトハ卑劣テス

(渡委員) 現行法チ直セルト云フ積リテヤツテ行ケルカ

(栗塚報告委員) 行ケルト思フカ何ウカ併シ行ケルト云フ想像チ

持テ居ルノハ實ニ愚ナ話テス

(渡委員) 用收權チ設ケル以上ハ現行法ニ抵觸スルトキハ現行法
カ一步譲ラナケレハナラント云フカ委員會ハ之チ認メナケレハナ
ランカ、現行法カ動カヌトキハ關議ニ任カスヨリ外ハナイカ

(栗塚報告委員) ソーテス

(南部委員) 土臺現行法ニ抵觸スルカ惡イト云フタカラ初ノ用收
權チ刪ルト云タカ、成立スシテ置クトナツタ以上ハ現行法ニ抵觸
スルハ當リ前ノ結果テス

(渡委員) 用收權ハ抵觸チハナイ

(南部委員) イヤ、之カアルカラ抵觸ト云フキテス

(渡委員) 之ハ抵觸ノ種テス、ソコテ抵觸ト見ルト之ハ果シテ民
法ニ聯續シタ用收權タカラ一度定メル以上ハ此精神チ行ナケレハ
ナラント云フト現行法ニ負ケサルチ得ント委員會ハ云ハサルチ得

シ然ルニ税法ヲ更ヘナケレハナラン更ヘ様ト云フ建議位ヒハ出來ルカ、シタ所テソレガ行ハレヌト云フト何ウナルカ此所ニハ云ヒ放シテ此通り定メタラ如何

(南部委員) 此所ハ九十二條カ已ニ抵觸シテ居ルノテス

(渡委員) 此所テハ宜シイトシテ將ニ發布セントスル前ニ當テ税法ト矛盾スルカ何ウカト云フトキ税法ヲオ變ヘナサイト云フ丈ケテハ濟マヌト云フノテ即チ結果ノコトテス

(尾崎委員) ソレハ全體用收權カ抵觸スルノテス

(栗塚報告委員) 現行法トハ抵觸シナイノテス

(尾崎委員) 九十二條カラ抵觸スルノテ、現行法ハ所有者カラ拂フノテス

(渡委員) 松岡サン辯解ノ如ク辯シタラ押付ケラル、タロウ盧有者ト用收者トハ別段ニ負擔シナケレハナランカ何方カ出スニモセ

民財九ノ一〇七

ヨ賦課スル物ニ付取ルノカ原則タカラ何方テモ宜シイト押付ケラル、カ、スレハ此所ハ抵觸セント迄ニ曲ケ付ラル、タロウカソレチ法律ニ掲ケルノ精神デアレハ素ヨリ土地チ持テ居ルモノナレハコソ政府カ土地チ賣ルモ丸テ賣ルモノテナイ

(南部委員) 政府カラ見ルト却テ用收權チ賣タ方カ宜シイカモ知レナイタカラソレハ向ウノ勝手ニ任カシテ宜シイテシヨウ

(渡委員) 手短ク云フト委員ノ財掌ニ反シテ居ル、委員ハスツトヤツテ置ケハ宜シイ税法ニ矛盾シテモ宜イカ否チ相談スルノテ矛盾スルコトハ採用セヌト云フコトカ云ヘル定メテアルト何ウテシ

ヨウ
(栗塚報告委員) 此論文ハ委員長ノ耳ニ入レンテハユカンテシヨウ

ウ
(今村報告委員) ソレハ報告致シマスカ此コトハ「ボアソナード」

ニ聞ニヤツタ返辭ハ、豫メ告知シテ毀スナレハ己レカ買フト云フ
テモ安イト仕方カナイテハナイカト云テヤリマシタラ、成程ト云
テ改メテ來マシタ、斯ウヤツテ來マシタ、頭ニ文字ヲ加ヘテ若シ
モ用收權カ定マリタル期限ニ至ルトキハ其期限到來前一ケ年ニ云
々トシテ來マシタ

(尾崎委員) 限リテ付テ來タネ

(渡委員) スルト何ウモ窮シタノタネ

(今村報告委員) ソウテス

(尾崎委員) 本條ハ委員長カ出ラレテカラノコトニシテ、次ヘヤ
リマシヨウ

(箕作委員) 此條ハ副リタイカ、ソウシテ先ヘヤリマシヨウ

本條委員長出席ヲ期シテ決スルコトニテ未定

第五百九十四條朗讀ス

民財九ノ一〇八

第五百九十四條 所有者用收權設定ノ前ニ火災ニ對シ其建物ヲ

保險ニ付シタルトキハ用收者ハ毎年保險料ノ利息ヲ拂フノ要
求ニ應スヘシ但所有者ハ火災ノ場合ニ於テ受取リタル償金ノ
收益ヲ用收者ニ與フヘシ

又用收者ハ所有者ト自己トノ利益ノ爲ノ自費ヲ以テ保險ヲ約
スルコトヲ得此場合ニ於テハ用收者ハ償金ノ中ヨリ自己ノ拂
ヒシ保險料ノ額ヲ扣取シ其殘額ニ付テ收益ス

海上ノ危險ニ對シ保險ニ付シタル船舶ニ付テ用收權ヲ設定シ
タルトキモ亦右ノ條例ヲ適用ス

(松岡委員) 保險料ヲ年二十圓ツ、出ス其利息ヲ用收者カ出スノ
タネ、之カ出來テアレハ何ウナルタロウ火事ニ燒ケタラ保險額ノ
收益ヲ出シテ仕舞フカ

(箕作委員) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百九十五條朗讀ス

第五百九十五條 又用收者ハ用收權ノ價格ノミニ付キ建物ヲ保險ニ付スルコトヲ得此場合ニ於テハ用收者一人ニテ毎年ノ保險料ヲ負擔シ火災アリシトキハ償金ノ額ハ總テ用收者ノ所有權ニ屬ス
凍、雹及ヒ其他天然ノ事變ニ對シ用收者カ收穫物又ハ產物ヲ保險ニ付シタルトキモ亦同シ

(修正) 第一項所有權ニ屬スチ所有ニ屬スト改ム

(松岡委員) 此所ハ修正ノ如クテ宜シイカ日本人ノ考ヘテハ用收者ニ屬ステ宜シイ

(箕作委員) 前ノ場合ハ償金ノ所有權ハ虛有者ニ屬ス收益金ハ用收者ニ屬ス譯タカ今度違テ償金ノ完全ノ所有權ハ所有者ニ屬スト

云フノテス

(栗塚報告委員) 償金ノ額ハ總テノ所有權ハ用收者ニ屬スト云フ意味タト説キ明シタノデアリマス

(松岡委員) ソレナレハ宜シイ

(清岡委員) 保險料ハ百圓出シテ居レハ千圓取テ居テモ百圓丈ハ扣除スルト云フノテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(松岡委員) ソンナコトカアツテ溜ルモノカ、保險料ト云ヘハ百圓拂テ置ケハ千圓取レルノテス

(箕作委員) 自分ノ收益シカ出來マセン人テス自己ノ利益ノ爲ノニスルノハ保險料拂テモ百圓カ目的ニテ居レハ百圓取テ宜シイテシヨウ

(尾崎委員) 千圓取テ百圓ヲ扣除シテ九百圓カラ上ル利益ヲ收益

スルノテシヨウ

(松岡委員) ソウ云フ旨意カネ、スルト商法トハ算盤カ合ハヌネ

(箕作委員) 商法ハ用收者ニ關係カアリマスカ

(南部委員) アリマス

(尾崎委員) ソレテハ抵觸ト書テ置ウテハナイカ

(栗塚報告委員) 價金ハ會社カラ拂ヒ保險料ハ此方等カラ拂フノ
タカラ差引テト云フノタカラ差支ナイ

(清岡委員) 之ハ所有者カ旨過ル話テス

(栗塚報告委員) 用收者ハ所有者ト自己ノ利益ノ爲メニ保險チ約
シテ所有者ノ殆ント代人ノ資格テ拂フノテアリマシヨウ

(南部委員) 自己ノ利益ニ於テ保險ニ付シタル場合タカラ別テス
所有者ノ利益ト自分ノ利益ト云タノダネ

(清岡委員) 此所ハ何ウモ焼タラ所有者モ自分モ迷惑テアリマス

民財九ノ一一〇

カラ保險ニ百圓拂テ千圓取レタ、スル百圓ハ自分カ拂タカラ扣除
シテ跡九百圓ハ所有者ニヤラナケレハナラン

(尾崎委員) ケレトモ其收益ハ自分カ取リマス

(箕作委員) 商法ト抵觸スル所ハ見ナイカ此條ハ都合ハ宜シイテ
シヨウ

(南部委員) 此條ハ宜シイ

(是時委員長出席ス)

(尾崎委員) 第五百九十三條ハ貴君ノコ出席マテ留保シテ置マシ
タ

(委員長) 九十三條ハ何ウイウ理窟テスカ

(南部委員) 用收者ノ用收權ト云フモノハ何ウ云フモノカト云フ
ニ所有權ノ支分權テ、所有權ト用收權ト部分シタモノテ用收者カ
租税ヲ負擔スル場合ト所有者ノ負擔スル場合ハ前條ニ二ツニ分テ

掲ケテアリマス、然ルニ此所ニ至テハ混雜シテ用收者ハ租税ヲ拂
ハヌ場合テモ虛有者カ拂ハヌ場合テモ皆其完全ナル所有權ヲ賣拂
フト云フコトニ規定シテアリマス之ハ甚タ不都合テアル、成程所
有者ノ負擔シタモノナレハ所有權ヲ賣却スルハ當然又用收者ノ負
擔ヲ拂フコトノ出來マセン場合ニハ用收權ヲ賣却スルハ當リ前、
ソレチ自分ノ負擔セヌ租税ノ爲メニ所有權ヲ賣ラル、カ或ハ用收
權ヲ賣ラル、ハ不都合テ、斯ウ云フコトハ此方等テ定メテモ又租
税法テ如何ナル利益カアツテ所有權ヲ賣ルカ宜シイト云フカ知レ
ヌ徵收方法ニ依テ處分スルノタカラ此所ヘ掲ケルモノニハアリマ
スマイ到底之ニ掲ケヌシテ税法テ然ルヘキニシタラ穩當テアロウ
左モナイト此例ニナイコトヲシテモ折角用收權ヲ確定シテ設クル
ニ甚タ不權衡ナリ又見タ所モ不都合ト云フ説モアリマシタ
(委員長) スルト今南部サンノ説ハ前ノ「ボアソナード」ノ原案

ノ通りニナル

(南部委員) ソウテス

(委員長) 原案通りナレハ何ウナルカト云フニ用收者カ不納スル
トキハ用收權ヲ公賣シナケレハナラン又所有者カ公賣スルトキハ
用收者モ共ニ取り上ケナケレハナラン

(南部委員) ソレハ一向差支ナイ虛有權ト用收權ト二ツニナツテ
居ルカラ虛有權ハ用收權ニ影響ハ及ハヌ

(委員長) ケレトモ所有物ヘ以テ係ルト所有物ヲ公賣サル、
(南部委員) ソレハ今度出來タ九十三條ノ旨意テ、前ノハソウテ
ハアリマセン前ノ方ハ用收權ハ用收權ヲ賣テ虛有權ニ影響ハナイ
又虛有權ヲ賣ルモ用收權ニ影響ヲ支ヘナイ、今度ノ九十三條ハ今
チ仰ツタ通りテアリマス

(委員長) 畢竟(ボアソナード)ノ改メタノハ何セカナレハ用收

權ト云フモノハ公賣シテモ賣ル物カナイタロウ所有權ハ虛有者カ
持テ居ル用收權丈ケ賣テモ買人ハナイ手數ハ係ルシ、ソレナラト
云テ放テモ置カレス遂ニ收稅ノ目的モ達シラレナイ日ニハ取締モ
付カスシテ其モノニハ大層ノ害カ及フハ實ニ經濟上カラ云フモ亦
行政上カラ云フモ不都合テハナイカ、ソレテソウ云フコトニナラ
ン様ニ物ニ稅ヲ課シタラ物ト云フモノカ稅ヲ拂ハヌトキハ外ノ
モノ同様ニ公賣サスルカ宜シイト云フノテ、必竟用收者へ虛有者
カ許シテ與ヘタ物ヲ以テ用收シテ行ノタカラ其者カ稅ヲ拂ハヌト
キハ虛有者カ負擔スルハ當然、虛有者カ負擔シテモ未タ拂ハレヌ
トキハ何フシテモ虛有者ノ即チ品物ヲ、用收權トナツタ土地ナリ
家ナリ賣却シテ徵收スルヨリ仕方カナイト云フノテ設ケタノテア
リマス

(南部委員) 其主意ハ承リマシタ元トノヨリ良クハナツタト思ヒ

マスカ只熟考スルト何ウモ用收權ヲ置キマシテ其上用收者カ若シ
稅ヲ拂ヘヌトキハ虛有者ノ完全所有權ヲ賣テ所有者ニ迷惑ヲ掛ル
ト云フ理窟カ出テ來マセン

(栗塚報告委員) 恰モ稅徵收法ヲ改メナケレハ此病ヒハ癒ヘマイ
ト思フ、用收權ヲ置ク置カヌニ拘ハラヌ元來稅ト云フモノハ物上
權カ對人權カト云フト稅ヲ納ムヘキ人ニ對シテ政府ニ權カアレハ
決シテ物ニ課シテ居ルノテハナイ人ニ課シタノテ、タカラ動產不
動產ノ上テ一向區別ハナイ政府カ先取特權ヲ以テ居ルハ原則テア
レハ用收者ノ拂フヘキ稅カアレハ用收者カ負擔スルハ、アタリマ
イ用收者カ拂ハヌトキハ何チ賣ルカナレハ用收權ヲ賣リハセヌ其
人ノ財產ヲ賣ル他ニ不動產カアツタラ賣ルカ宜シイ、然レハ虛有
者ノ迷惑スルコトハナイト云フノカ原則テアロウト思フ、ソレテ
起案者モ初メソウ書タノテ、所カ日本テハ物ニ課スノデヤカラ即

チ所有物ニ課スカラシテ用收權トシタモノ、用收者ノ拂ハヌトキハ是非物ニ掛テ來ル物ハ何カナレハ則チ所有物テアルト云フ所カラ之ニナツタカ所得稅ヲ處分スルト用收權ハ所得タカラ用收者カ所得稅ヲ拂ハヌトキハ爲メニ虛有者カ迷惑スルト云フ如キ結果カ生シテ來マス

(委員長) 所得稅ハ違フカ公債證書ノ如キニハ都合カ宜イカモ知レヌ、重モニ此所ハ土地カ家チ云フノテ土地ハ日本ノ稅法テ行ケハ所有主ニ掛ルノテ地租ヲ拂ハヌトキハ是非土地チ公賣スル、ソコサニ設令民法ニ於テハ權所有權ト正所有權トアルニモセヨ若シ用收者カ拂ハヌトキハ仕方カナイ

(栗塚報告委員) 政府テ、正權所有者カアルト稅取立ニ權ニ掛ルト正ニ及ハヌソヨ民法カ出來ル以上ハ所有者カ二人ニナルコトチ民法テ許シタ以上ハ稅ノ取方モ亦二様ニナル土地稅ハ用收者ニ掛

ルト、スルト對人權ニナルノテアリマス

(委員長) 「ボアソナード」ハ稅法チ改メタラ宜カラウト日本ノ今ノ如キ物ニ就テヤルノト人ニ就クカハ左程ニ云ハヌガ公賣處分チ是非スルハ宜クナイカラソレチセヌ様ナ趣向ニスル、併シナカラ日本ノ今迄ノ實驗上カラ見ルト止ムコトハ出來マセンコウ云フコトハ慣習チ來テ居ルカラ今ノ所チ變ヘル譯ハ六ヶ敷カラ、良シヤ變ヘルニモセヨ改ヘル迄ハ民法ノ仕組ニ付テ稅法チ更ヘルニモ手短カニハユカヌカラ稅法テ行ケルコトハシテ、稅法チ更ヘルトキハ更ヘルカ宜イト云フ論テ云タノテ稅法カ更ルカラ此所モ更ルト云フト若シ稅法ノ更ヘヌトキハ始終カ付カヌ

(栗塚報告委員) ソレテニツニ分レタトキハ誰カラ取ルト申シテ差支ハナイ

(委員長) 分レテ居テモ物ナレハ宜シイ即チ權利義務テ實物ハ所

有者へ掛ルノテス

(栗塚報告委員) 用收者ニ向テ對人権ノミソヨ政府ハ先取特權カアル又虛有者ノ拂フ非常稅ハ物上權カアルゾヨト用收者ノ拂フヘキ稅ハ政府カ對人権ヲ特一ノ債主ニ過キマセントナレハヒトウ稅法ニ關セント宜シイテシヨウ勢ヒ用收者カ出來レハ又稅法中ニモ用收者ニ對スル條ヲ加ヘテモ差支ナイト思ヒマス

(委員長) ソレハ君ノ論ハ據着論テ前ニ報告委員テ出シタノハ所有權ニ立入レヌ用收權許リ賣ルカラ不都合ト云フ論テアツテ、ソコサニソレチ左様ナルモノハユケマイト云フノテ起タノテ之チ作ル時分ノ論チ打遣テスル様ニナル

(栗塚報告委員) イヤ、彼ノトキモ稅法チ改メルカ或ハ此用收權チ止メルカニツニーツト云フ說テアツタノテス

(委員長) 全体土地ニ課シタモノチ拂ハヌトキハ土地チ賣却スル

民財九ノ一一四

カラ甲ノ土地ト乙ノ土地ト我輩カ五個持テ居ル内一ツ用收權チ持テ居ルト四個ノ物ニ付テ拂フケレトモ五ツノ所有權カアルノテ獨立ノモノハ拂ハンテ皆賣ラナケレハナラン

(栗塚報告委員) 物成リカナイト其人ニ行カス用收者ニヤツタラ宜シウコ座イマシヨウ

(委員長) ソレハ稅法ノ原則チ改メナケレハナラン全体土地ノ物ニ課シテアル稅ハ物チ賣却スルノタカラ我輩カ土地所有權チ五ツアルト皆賣ラナケレハナラン皆賣テ何分カ稅チ取ルトナルカラ虛有權ハ自カラ消ルテシヨウ

(栗塚報告委員) 私ノ申スノモ五ツノ土地カアルトソレカ所有權ノトキハ其所有權ニ若シ其内虛有權カ一ツアツタラソレハ用收者ニ行クカ宜イト云フ稅法ニナレハ格別原則チ變ヘルノテハナイト思ヒマス

(委員長) スルト所有權カナクナル所有權ハ虛有權ニナツテ物ニ課スルト内區分シテ自分カ其土地カラ出ル收益ヲ得ルモノヨリ外負擔セント云フコトニ税法ヲ改メナケレハナラン

(粟塚報告委員) 其改正テモ出來レハ治リカ出來マシヨウカ左モナイト虛有者ハ酷ヒ迷惑ニナリマス用收者カ稅ヲ拂ハヌ爲メニ賣ラナケレハナラントスルト九十三條ノ治リカ着キマセン

(委員長) ケレトモ賃借人杯ニナレハ最モ甚シイカロウ賃借杯ハ賃借者ト云フモノハ何ウカ稅ハ所有者カ拂テ居ル、所有者カ身代限チャラレテハ公賣處分スルト賃借者ハ自分カ元ヲ掛ケタ物ヲモ公賣サレテ仕舞

(粟塚報告委員) ソレハ逕通賃借人カ稅ヲ拂ハヌテモ家ヲ賣ラナケレハナランコトハナイテシヨウ、用收者ハ稅ヲ拂ハヌ爲メニ虛有者ハ迷惑スルハ如何テアリマスカ、偶ノ比例テ家借人カ稅ヲ拂

民財九ノ一五

ハヌテモ家主ガ迷惑スルノハ困ルテハナイカト云フテ話テソレハ迷惑スルコトハナイ

(委員長) 稅ヲ負擔シタ者ハ爲メニ所有者カ損害ヲ被ムルモ借家主カ稅ヲ拂ハヌ爲メニ家主ニ及フモ同シテス

(粟塚報告委員) 私カ貴君ノ御邸ヲ拜借シテ居テ稅ヲ拂ハヌテモ貴君ノ家ヲ賣ルコトハナイト云フハ當リ前テス

(委員長) ソウタカ、家賃人ハ即チ所有者ト見ル其賃人カ稅ヲ拂ハヌ爲メニ借人カ損害ヲ被ル

(粟塚報告委員) ソレチ云フノテ非常ノ稅ニ付元金ヲ拂ハヌハ論カナイ併シナカラ借人カテシヨウ、用收者カ拂ハヌテ虛有者カ迷惑スルノハオカシイテハナイカト云フノテアリマス

(委員長) 同シテアリソウナモノテス、賃人カ拂ハヌテ借人カ損害ヲ被ルモ借人カ拂ハヌテ賃人カ迷惑スルモ同シテ一方ハ氣ノ毒

ダ、貸人ノ爲メニ借人ニ損害スルコトハ損カナイト云フコトハアリマスマイ、タカラ用收者ト虚有者ノ間ニ於テモ用收者ノ税ヲ拂ハヌ爲メニ虚有者カ損害ヲ被フルハ氣ノ毒タカ若シ虚有者カ拂ハヌ爲メニ用收者カ損害ヲ被フルモ氣ノ毒テアロウ

(粟塚報告委員) ソコハ一ツノ權衡テシヨウカソコカ違フノテソレチ避ル方法ハナイカ若シ支分シテ用收權ニナツテ居タラ税ハ用收者ニ就テ取レヨト云フニナツタラ如何テシヨウ

(委員長) ソレハ出來マセン話テ今ノ法律テハ、所有權ト云フモノハ是カラ虚有權ニナルカラ其分丈ケハ同シ土地ニ賦課スルト云テモ賭易イ話テス

(粟塚報告委員) 用收權ヲ設定シタ土地ニノミニテアリマス
(委員長) 就テノミニテハ收益ニ付テ課スル原則ニシナケレハナランカラ本總テ日本ノ今ノ税法テハ物ニ課スルト云フ烟草ナリ酒

ナリ醬油土地皆ソウテ獨リ用收權ノミノモノテナイ矢張り入額ノミナラス所有權ニマテ虚有權ニ付タモノテ所有權ハ公賣ニモ及ハナケレハナランコト所有權ニアラス以外ノ財産ヨリ外ハナイアツテモ實ハ公賣ト云フコトハ出來マセン話テ一方ノ用收者ト云フノハ眞ノ所有者同様土地マテ賣却サル、コトナレハ課スルコトハ即チ物ニ課スソレカナイトキハ所有者カ側カラ云フト五ツノ内一ツ公賣ハ出來ヌト云フノテアルト跡ノ所有權ナルモノハ何方カラヤツテモ手カ着ケラレナイカラネ我輩カ五ツノ物ノ内君ニ貸テ居ル我輩モ能ウ地租ヲ拂ハヌ君モ用收權ニ對シテ税ヲ拂ハヌト兩方トモ君ハ用收權ノミ公賣カアリ私ハ四ツノモノヲ公賣ト云フニ其公賣ノナランモノハナカロウテハナイカ

(粟塚報告委員) 一ツハ用收者ニ課税シ一ツハ虚有者ニ課税スト區別シタトキ通常税ハ用收者ナル即チ粟塚カ拂フ若シ非常税ナレ

ハ貴君カ拂フ今ノ地租ノ如キ一般ノモノハ栗塚カ拂フソレチ拂ハ
又トキハソレチ公賣スル乎、公賣ハ出來マセン非常税ノトキ公賣
カ出來テ通常税ノトキハ栗塚カ身代限りシテ取ルカ宜イトナル

(委員長) ソレハオカシイ九十二條ハ之ハ今日アタリマイテ宜シ
イ地租ハ用收者カ負擔スルネソレカラ先チ見ル、所テ所有物ノ場
合カアル、土地モ家モアル土地ノ税チ拂ハヌトキ政府ハ何ウスル
カト云フニ用收權ニ屬シタ物丈ケシカ公賣スルコトハナラント或
ハ樹トカ家ナレハ裝飾物ニ止マルカ所カ非常税ニナルト何ウカ我
輩カ拂ハナケレハナラン拂ハヌトキハ君ニ貸テアル用收チスル土
地ナリ家ナリ我輩ノ方へ來レハ公賣シナケレハナラン不都合カ出
來ルタロウ何方等ニシテモ非常ノトキハ所有者カ拂ヒ尋常ノトキ
ハ用收者カラタネソレチ公賣シテモ直打ハナイネソレチ九十三條
チ置テ必要用收權ハ盧所有者カラ代テヤツタノタカラ用收者カ拂ハ

又トキハ立替チヤツテモ宜イ位ヒナモノタ用收者カセントキハ盧
有者カスル位ヒタカラ税チ拂ハヌトキハ盧有者カスルタロウ若シ
ソレチモヤラントキハ仕方カナイ土地チ公賣シテ内カラ税チ拂テ
殘タモノハ盧有者カ取テ利益丈ケ用收者ニヤルトスルヨリ外ハ道
カナイト云フノテ税法ハ今日違フテモ置クト云フト違ニ税法モ動
カサレス民法モ動カサレヌト思フサニ之チ改ヘルナレハ税法チ先
ニ改ヘテソレカラ法律チ立ツレハ宜シイカ若シソウ云フ話ニナル
ト税法チ改ヘルハ一朝一夕ニハユカヌ税法チ改ヘンマテハ仕方カ
ナイカラ今日ノ法ニ行ハル、様ニシテ他日税法チ改メタトキ適當
ニスル様此方チ改ヘタラ宜シイト思フ

(笑作委員) 云ヒ詰メタラ今日ノ税法チ更ヘルカ此法律チ改ヘル
カ一步譲合シテハユカヌノテアリマス

(委員長) ソウテスソレ故今日ノ税法ニ合ハシテカツ々々行ハル

、様シタラ宜シイト思フ

(松岡委員) 私ハ自カラ驚ク程説カ變ハツタカ今迄ハ之ハ憎ヒテ
刪ロウト云タカ此條ハ私ノ考ヘテハ紫字ノ通り置イテ現行税法カ
ラ云フト日本税法ハ物ヲ追欠ケテ歩行ノタカラ通常ノ負擔ハ用收
者カ負擔シヨウカ非常税ハ虛有者ノ擔任シテモ擔任シタ者カ拂ハ
ヌトキハ地面ヲ押テ賣ルト云フソウシテ見ルト用收者カ拂フヘキ
税ヲ拂ハヌ爲メニ虛有者ニ踏込テ所有權ヲ賣ラセ其錢ハ用收者カ
收益シテ運転スルト云フ實ニ酷ヒ話テ此様ナ法律ヲ立テラレテハ
溜ラヌト思タ、所カ「ボアソナード」カ此通りニ改メテ五百九十
三條ニ書タ所ヲ見ルト愈々コウサレテハ溜ラント氣遣フタコトヲ
明記シテ斯ウスルノタト云フノハ藪蛇ノ如ク思タカ段ニ今方ニナ
ツテ考ヘ直スト此儘ヲ宜イトナツタノテナセカナレハ今ノ税法ノ
上ニ賃入レト云フ物ハ地面ヲ賃取主ニ渡シ賃取主カ税ヲ擔當スル

民財九ノ一一八

カ若シ拂ハヌトキハ賃取主ノ土地ヲ公賣スル其比例カラ云フト用
收權ト云フモノハ法律上カラモ出來合意ヲモ出來ル、スレハ双方
ニ權利義務カアルト見ル、已ニ用收權トシテ合意ヲ設定シテ是レ
ハ相應ノ代價ヲ取タ者モアル恰モ金ヲ借リテ物品ヲ渡シテ賃入レ
ノ如キ、名ハ變テ實ハ借リテアルカ賃取主カ税ヲ拂ハヌトキハ其
物ヲ公賣サル、モノト用收者カ負擔ヲ拂ハヌ爲メ地面ヲ公賣サル
、モ同シテアロウトコウ云フ考ヘニナリマシタ、スレハ此儘ヲ置
テ今ノ税法ノ良否ハ別論ニシテ今ノ税法ヲ立テ置ケハ此通りテ仕
方カナイ用收者ノ拂ハヌトキハ地面モ賣ラレ虛有者非常税ヲ負擔
シテ居リ之ヲ拂ハヌトキモ賣ラル、何方ニシテモ物ヲ公賣シテ徵
收スルハ極點テ今ノ税法ニ照シテ本文通りテ宜イ様ニ思フ矢張云
ヒ詰メレハ賃取主カ公賣處分ヲ受ケルノト同シト見レハ致シ方カ
ナイ自然ノ結果ト思フ

(南部委員) 質取ニ付テハ大變論カアリマス

(栗塚報告委員) 質ノ權ト用收權トハ税ノトキハ同シテスカ税ヲ拂タ人カ求償權カアルカナイカ

(松岡委員) ソレハナイ、法律カ質ヲ取タラ取主カ税ヲ納メナケレハナラントシテアルノテス

(栗塚報告委員) 非常税ヲ用收者カ拂タラ何ウテスカ

(松岡委員) ソレハ格別ニ立替ト同シテス

(栗塚報告委員) 虛有者用收者通常又ハ非常税ヲ納メナイトキハ物ヲ賣ラル、ト賣ラレタトキハ跡ヲ求メラル、用收者ノ負擔トアル以上ハ用收者ノ負擔スヘキモノヲ怠テ虛有者ノ物ヲ賣ルハ往カ
又

(南部委員) 松岡サンハ質ノコトヲ仰シヤルカアレチ以テ用收權ノ支分權ト原則ヲ立タモノニアレチ以テ毀ハスコトハ出來マセン

(松岡委員) 税法ノトキノ論テアリマス

(栗塚報告委員) 私等ノ考ヘハ公益ヨリモ用收權ハ無理ナシニ行キタイ精神テ、斯ノ如キ九十三條ヲ置タ爲ノニ一方テ用收者カ負擔スルト云テ居ナカラ現在用收者ノ虛有者カ拂タトキハ何ウナルカト云フト虛有者ノ迷惑ヲハナイカ苟モ用收者ノ所得税ヲ拂ハヌ爲ノニ所得ノナイ人カ其爲ノニ地所ヲ賣ラル、ハ種カナラヌト云フノテ實テ求償權カアレハテス

(松岡委員) ソレハ無論テシヨウ

(南部委員) 質取法ヲ以テハ自己ヲ以テ自己ヲ傷ケル様ニナル

(松岡委員) 併シ税法カラ云フトソウテシヨウ

(村田委員) 質取主ハ税未納テ其取リシ品物ヲ賣ルト云フコトハ現行法テモ出來マセンテシヨウ

(南部委員) 私ハ用收權ハ支分權テ何所ニモ關係ナク管理者ニ屬

セハ收益ノ權利ハ充分ニアリマス所カ彼レノ持テ居ルハ虛有權ヲ其虛有權ヲ持テ居ル者カ稅ヲ納メヌトキハ私ノ關係ノコ座イマセシ虛有權ヲ賣却シテモ私ニ影響ハナイト同シテアリマシヨウ

(委員長) ソンナラ九十二條ノ非常稅ノトキハ何ウカ非常稅ノトキハ虛有者カ負擔シテ若シ拂ハヌトキハ用收スヘキ土地ヲ賣ラレテモ仕方ナイテシヨウ

(南部委員) ソウ云フコトハアリマセン

(栗塚報告委員) 非常稅ヲ拂ハヌ爲ノニハ土地ヲ賣却スルノテアリマス

(箕作委員) ソレハ往カヌノテ、南部サン是非用收者ヘ飛ハツチリカ行クノテス

(松岡委員) 非常稅ヲ納メヌテ地面ヲ賣ラレテモ用收者ハ用收權ノクツ付タ地面ヲ賣ルノテシヨウカラ用收權ハ失ハヌテシヨウ

(栗塚報告委員) 失ヒマス即チ濺除法テナクナツテ仕舞

(松岡委員) ソウナルカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 物ニ權利ノアル以上ハ非常通常ノ區別ハナイ

(南部委員) ソウテスカ所有權テモ非常テモ何テモトハ云ヘヌ

(委員長) 非常稅ナレハ虛有者ニ掛ケル通常ナレハ用收者ニ掛ケルト云フノハ全体眞ノ獨立權テナイテス、ソコサニ眞ニ九十三條ニモチ互ヒ同士タカラ貴様カ困難ノトキハ己レカ救フ己レカ困難ノトキハ貴様ヲ救フハ相成ヌト云フノテス

(南部委員) ソウ見ヘルカ併シ用收者ハ始終稅ヲ納メヌ虛有者ハ柔溫納メルト差引ハ出來マセン用收者カ出サヌトキハ自分カ迷惑シマス

(委員長) ソレハ同シテ何方カラモ同シテス

(松岡委員) ソレハ五分々々ト思フ

(南部委員) 五分々々ト云フカ併シ盧所有者即チ用收者ニナツテ后五分々々ニナルカナレハ決シテ差引ハ出來マセン況ンヤ用收者ニ負擔セシムルト云フ法律ヲ定メテ又打毀ハシテ行クハ仕方カナイ

(委員長) 非常稅ト云フモノハ矢張盧所有者ニ負擔セシムルト云テ居ルカ非常ト通常テ双方テ負擔シテ居ルタロウ

(南部委員) 用收者ハ毎年ノ利息ヲ負擔シテ居リマス

(委員長) 賣タ残りノ利息ヲ負擔シテ居ルノテシヨウ

(栗塚報告委員) ソウテハアリマセン

(南部委員) 用收權カアリマスカラ用收者ハ元金ノ利息ヲ出スノテアリマス

(委員長) 用收者ハ自分ノヤツタ仕事ハ止メテ何レ丈ノ品カアツタカ知レンカ皆賣ラレテ仕舞カラネ

民財九ノ一二

(松岡委員) ソレハ失ハヌト思フ非常稅ヲ盧所有者カ拂ハヌカラト云テモ地面ノ用收權ハ元ト所有權獲得法ト一所ニ往テ居ルカラ公賣シテモ質入ニシテアルモ同シテ特權ヲ持テ居ルカラ盧所有者ノ爲メ地面ヲ賣ラレテモ百圓ニ賣レ廿圓取ラレテモ八十圓ハ矢張用收者ニ殘テ居ルノテシヨウ

(委員長) 盧所有者カ自分ノ土地ヲ賣ラレタトキ用收權カ殘テ居ルカ知レヌ

(松岡委員) 殘テ居ル

(村田委員) 消滅テス

(南部委員) 九十三條ニナレハ消滅テス

(委員長) 九十三條ヲ見ナイト此所ハ分ラヌゼ、南部サン能ク見テ吳レナケレハナラン

(南部委員) 私カ申ス、非常稅ノ場合ハ所有權ヲ制限スルハ万國

普通テアリマス併シナカラ通常税ハ用收者カスルハ何故カト云フ
ニ収益ヲ持テ居ルカラテス、スレハ用收者ノ負擔不納ノ爲メニ所
有權ヲ賣ラル、ハ不權衡ト云フノテアリマス

(委員長) ソレハ理窟ハアリマスケレトモ私ノガハカラ云フト非
常ノトキモ虛有者ノ爲メ用收者ノ損害ヲ被ルハ同シタカラ、ト云
フカソレハ先ツ大体ノ論ニシテ民法ヲ日本ニ行フハ何ウ云フ考ヘ
カ之ヲ行フハ日本ニ行フ目的チヤツタノタカラ貴君方ノ理窟チヤ
ルト行ハレヌテシヨウ貴君方ノ論ニスルト用收權丈公賣シテ仕舞
ハセヨウト云フノテホ、民法草案ノ儘テ云フトホ、ソコサニソウ
スルト用收權ヲ設定シテ用收者ノ果實許リ取テ行クニ税ヲ拂ハヌ
トキハ土地ニ關スルト云フ原則カ却テ土地ニ關シナイト云フノト
今度所有者カ虛有者ノ土地ニ課セラレタ税ヲ拂ハヌトキ用收スル
土地ヲ取ラレテ仕舞ト云フコトカ出來ル、逆モ其税法ヲ更ヘ様ト

民財九ノ二二

云テモ税ノ原則カラ變ヘナケレハナランカラ之ヲ半年ヤ一年テ改
ヘヨウトシテモ出來マセント思フカラ、已ニ慣例ニナツタモノチ
一朝一夕ニ變ヘルコトハ出來マセン、ソレカ目的カアルカナシカ
幾ラナイ論スルハ宜シイ、私ハ明論トハ思ハヌ、ソレカナシ得ラ
レヌナラ之ヨリ外道ハナイ

(栗塚報告委員) 用收權ノ理窟ハ税法ニ現ハル、カ當然ト思フ

(委員長) ソウスレハ何ウスレハ宜イカ

(栗塚報告委員) 日本ノ税法テハカタリ前完全ノ所有權ト見タノ
テ虛有權ト用收權ハ見ナイ税法テアレハ日本ノ土地カ虛有權ト用
收權トニ分ル、モノトシタラ從テ税法モ用收權カ出來タラ之ニ向
テハ果實ニ許リトシナケレハナラン用收者ノ財產ヲ取ルハ對人權
テアリマス

(委員長) 併シ五百九十二條ノ一項ニ依テ行クノタロウ此場合テ

土地ノ負擔シタモノハ總テ拂フト云フトキカ拂ヘヌト云フトキハ
土地ナリ何ナリ有ラユル財産ヲ取テ濟マセヨトナルソレカラ若シ
其所有者カ拂ハヌトキハ何ウカ

(粟塚報告委員) 拂ハヌトキハ土地ヲ併セテ財産ヲ賣リマス

(委員長) スルト總テ税法ハ對人權ニナル

(粟塚報告委員) 單ニ用收權設定シタ土地ノミテアリマス

(委員長) 所有者ノ持テ居ル財産ト其用收權ニ關係セシ土地丈ト
云ハナケレハナラン

(粟塚報告委員) 通常税ハ今日ノ通りテ宜シイノテ用收權ノミト
云フノテス

(委員長) 用收者ノ方ハ分ツタカ若シ通常税ノトキ虛有者ノ方カ
ラ云フト何ウスル

(粟塚報告委員) 虛有權テ止マツテ仕舞虛有權シカナイトキハ用

收者ニ行クノテ詰リ用收權設定シタ土地ニ付テ税法ヲ改メルト云
フノテアリマス

(委員長) スルト非常税テモ人權テアロウ

(粟塚報告委員) イエ、ソレハ物權テアリマス

(箕作委員) 云ヒ詰メレハ用收權カアルニシテハ今日ノ税法ヲ改
メナケレハナラン結果カ起ルノテス

(委員長) 税法ニ至テハ中々容易ニ動かセヌカラネ

(箕作委員) 質入書入ニハ入額ヲ取ルモノタカラ税ヲ納メロト云
フノテ若シ税ヲ納メナケレハ物チ公賣スルタロウ、質取主カ税チ
拂フハ何セナレハ入額カアルカラテシヨウ虛有者ハ決シテ收益ハ
アリマセン

(松岡委員) 入額カナイカラ其者カラ税ヲ納メル理窟カナイ、用
收權カ出來タ以上ハソレ丈ノモノチ税法中へ入レルハ必要ト思フ

(委員長) ソレカ至難ナモノテ、ソウ云フコトヲ調ヘルニハ少シ
シノヤリ方ノ爲メニ大層入費カ掛リ税ヲ課スルヨリ課セヌ方カ優
タト云フコトモアリ又人民ハ感觸ヲ悪クシテ百姓一揆ヲ起シタリ
スルカラ、ツイ民法ヲハ往カヌカラ調ヘル道ニ由テ愈々行ケル目
的カアレハ別テスカ中々一二年ノ話ニハユカヌカラホ遂ニハ面倒
ナ論ニナツテ一寸シテ腰掛ケテハ出來マスマイト思フカラソレヨ
リ先ツ民法ヲ行フナレハ現行ニ依テ他日全体ノ世論ヲ聞イテ其分
ツタトキハ民法モ良クナルカ其節ニ改ヘルナレハ他ノモノト聯帶
スルカラ宜シイカ此コトノミニ付テ税法ニ付テコウスルト云フコ
トハ決シテユカヌ

(南部委員) ソレハ、權衡カ合ヌト云フ丈チアリマスカ只此妙ナ
モノカ出來テハオカシイモノニナリハセンカト思フ

(委員長) オカシイコトハオカシイカ今ノ税ハ營業稅ト云テ課シ

テ怠納スレハ家ニ有ル所ノモノハ賣ルト云フ迄及フカラホ

(南部委員) 税法ノ上テスルナレハオカシクモ、格別目立シカ此
所ニアルト九十二條ニハ用收者ノ負擔ト云テ此方等テハ用收者カ
拂ハヌトキハ云々トアルノテスカラ

(委員長) ソレハオカシイコトハオカシイ

(尾崎委員) 税法ヲ變ヘルコトハ一朝一夕ニハ行クマイカラ仕方
カナイ用收權設定スレハ危險モアルト云フカ仕方カナイ

(委員長) 完全テハナイカ土臺本カ悪イノタカラ此法律カ悪イノ
テハナイ物ニ課スルノカラ悪イノタカラ仕方カナイ

(村田委員) 仕方カナイ

(栗城報告委員) 第五百九十五條ハ「債金額ノ總テノ額ハ用收者
ニ屬ス」トシマスカ

(松岡委員) 總テハイラヌホ

(栗塚報告委員) 債金ノ額ノ總テノ額ハ用收者ニ屬スト

(松岡委員) 債金ノ所有權ハ總テ用收者ニ屬ステ宜シイ

(南部委員) 總テノ所有權ト云ハナケレハナラン

(松岡委員) 債金ノ總テノ所有權ハ用收者ニ屬ストシテ宜シイ

(尾崎委員) ソレカ宜シイ

(村田委員) チトオカシイ

(南部委員) 債金ノ總テノ所有權ハテ宜シイ

(松岡委員) 被保險額ト云フカアリハセンカ

(箕作委員) 被保險額ト云フハ本ト保險シタ目安ニナルノテス

(委員長) 金額ノ總テノ所有權ハ用收者ニ屬ストシテハ如何

(箕作委員) 宜シウコ座イマシヨウ

(委員長) ソレテハ先ヘヤリマシヨウ

本條末文債金額ノ總テノ所有權ハ用收者ニ屬ス」トシ他ハ原

案ニ決ス

第五百九十六條朗讀ス

第五百九十六條 第五百四十八條ニ定メタル如ク相続ノ包括用

收者又ハ包括名義ノ用收者ハ其得益ノ割合ニ應シ相続ノ債務
ノ利息ヲ擔任ス(第六百十二條第一項)

又右相続ノ負擔タル終身年金權ノ利子又ハ養料モ同上ノ割合
ニ應シテ之ヲ擔任ス(第六百十條)

(尾崎委員) 之ハ宜シイ

(委員長) 之ハ宜クハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百九十七條朗讀ス

第五百九十七條 一箇又ハ數箇ノ特定財産ノ用收者ハ其用收權
ニ屬スル財産ニ抵當又ハ先取特權ノ負擔アリシトキト雖モ設

日本銀行
債權
整理
會

定者ノ債務ノ辨濟ヲ分擔セス（第六百十一條及ヒ第千廿四條）
用收者若シ保有者トシテ訴追セラレタルトキハ債務者ニ對シ
求償權ヲ有ス但設定者又ハ其相續人ニ對シ追奪ノ擔保ニ係ル
訴權ニ妨ケナシ（第八百七十四條）

（修正） 第二「追奪擔保ニ係ル訴權」ヲ追奪擔保ト改ム

（栗塚報告委員） 修正ハ「追奪擔保ニ係ル訴權」ヲ追奪擔保ノ訴
權ヲ防ケスト改ノマシタ

（委員長） 債務者ニ對シテト云フノハ設定者カ云フノカイ

（栗塚報告委員） 詰リ私ノ兄カ相續シテ私ニハ用收權ヲ與レテ用
收權中家カアル家ハ抵當ニ遺入テ居ル、スルト私ハ親父ノ債務ヲ
負擔シナケレハ兄カ拂テ私ニ金ヲ與レナケレハナラン質ヲ出シテ
與レス若シ質ヲ出サヌテ、併シ債權者ハ勿論權利カアリマスカラ
公賣スルカ私ハ兄ノ虛有權カアルノテス

民財九ノ二二六

（委員長） 訴追セラレタトキタネ

（栗塚報告委員） 左様テス

（委員長） 親父サント見テモ宜シイノタネ

（栗塚報告委員） 左様テ私カ相續テ出來タ場合ヲ見タノテアリマ
ス

（南部委員） 擔保ノ訴權ヲ行フテ宜シイ求償訴權ヲヤツテモヤロ
ウト云フノテ物權人權ニ依テモテス

（栗塚報告委員） 求償權ナレハ人權ノミテアリマス

（斡作委員） 宜シイテシヨウ

（委員長） 此所ハ宜ウコ座イマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第五百九十八條朗讀ス

第五百九十八條 虛有者元金ヲ擔任シ用收者其利益ヲ擔任スヘ

日本銀行債權整理會

キ負擔ノ諸般ノ場合ニ於テハ左ノ三箇ノ方法中其一ニ依リ處
辨ス

或ハ虛有者ハ元金ヲ拂ヒ用收者ハ其毎年ノ利息ヲ拂フ

或ル用收權ノ終ニ用收者ハ元金ヲ立替ヘ虛有者ハ之ヲ用收者
ニ償還ス

或ハ要求スルコトヲ得ヘキ金額ニ達スルマテ用收權ニ屬スル
財産ノ一分ヲ賣却ス(第六百十二條)

(粟塚報告委員) 此所ニ三項ノ或ハ用收權ノ終ト云フテ虛有者
ハ用收者ノ用收權ノ終リニ於テ之ヲ償還スルトソレカラ「要求ス
ルコトヲ得ヘキ」ハ求セラル、コトヲ得ヘキノ方カ宜ササウテ、
茲ノ御會六第テ御直シナスツテモ宜イト云フコトテアリマシタ報
告委員中三人程此所等ハ要求セラル、コトヲ得ヘキノ方カ宜イカ
ト云フ説テアリマシタ

民財九ノ一二七

(松岡委員) 之ハ宜シイ様テス

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第五百九十九條朗讀ス

第五百九十九條 用收權ノ期限間其土地ニ於テ第三者カ虛有者
ノ權利ヲ害スヘキ占奪又ハ企作ヲ爲ストキハ用收者ハ其事實
ヲ虛有者ニ告發スヘシ若シ用收者之ヲ爲サ、ルトキハ爲ノニ
生シタル總テノ損害及ヒ第三者ノ得取スルコトヲ得ヘキト時
效又ハ占有權ニ付キ其實ニ任ス(第六百十四條)

(粟塚報告委員) 之ハ「發告」トアルハ「告發」ト反譯テ直リマ
ス

(松岡委員) 之ハ法律上ノ言葉ト云フノカ分ラヌネ

(南部委員) 併シ先マテ讀テ見ルト分ルノテス

(松岡委員) 之ハ簡テ素人ニハ分ラヌ

(清岡委員) 揭示杯ト同シテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百條朗讀ス

第六百條 若シ所有者カ原告又ハ被告ト爲リテ土地ノ完全ナル
所有權ニ係ル訴訟ヲ爲ストキハ用收者ヲ其訴訟ニ召喚スヘシ
用收者ハ訴訟入費ノ利息ヲ擔任ス

用收者ハ收益ノミニ關スル訴訟ノ入費チ一人ニテ擔任ス

右何レノ場合ニ於テモ用收權設定ノ證書ヲ以テ用收者ニ追奪
擔保ノ權利ヲ與ヘタルトキハ用收者ハ入費ヲ免カル

如何ナル場合ニ於テモ用收者ハ虛有權ノミニ關スル訴訟入費

ヲ分擔セス(第六百十三條)

(委員長) 此所ハ證書丈テスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(箕作委員) 此所ハ「チートル」テハナイカ矢張設定名義ヲ宜シ

イ

(清岡委員) 虛有權ノミニ關スル訴訟入費ト云フハ何ウ云フモノ
テスカ

(栗塚報告委員) 虛有權丈ヲ爭フトカ云フトキテス

(松岡委員) 追奪擔保ハ虛有者カ義務ヲ負擔シテ居レハタネ

(栗塚報告委員) 此トキハ是非用收者カ追奪サレタトキ虛有者カ

加ハルニ相違コ座イマスマイ

(委員長) 用收者カ虛有者ノ名代ヲヤルノカイ

(栗塚報告委員) 左様テハアリマセン用收者カ訴ヘラレタトキハ

虚有者カ行カナケレハナラン擔保ノ權利カアレハ一ツテ済ムカ求
價權ヲハ別ニ訴ヘナケレハナラン用收者カ訴ヘラレタトキ虚有者
カ参加スルノテス

(委員長) 追奪スル權利ハ何所ニアルカ

(栗塚報告委員) 用收者ニアルノテ擔保シテ貰フ權利カアルノテ
ス

(委員長) 用收者カ訴ヘラレテ居ルノテシヨウ

(栗塚報告委員) 追奪サル、カラ擔保シテ呉レト云フ權利カアル
ノテ又虚有者ニハ擔保シテヤル義務カアルノテアリマス

(委員長) 是非シテ呉レト云フコトハ用收者カラ云ハレルノタネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(南部委員) 證書ニ定メテ置ケハテス

(委員長) 與ヘタルト云フノカ

(栗塚報告委員) 證書カ其權利ヲ付與シタトキハテスネ

(委員長) 全体權利ハ用收者カ持テ居ルノタロウ

(栗塚報告委員) イヤ用收者ニ與ヘタノテアリマス

(松岡委員) トウモ之ハ與ヘラレタルト云ハヌトユカヌ

(栗塚報告委員) スルト擔保ノ權利カト云ハナケレハナラン

(委員長) 分ラヌコトハナイカ分リ兼ルノテス

(松岡委員) 宜シイ様テス

(委員長) 宜シウコ座イマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百〇一條朗讀ス

第六百一條 虚有者又ハ用收者訴訟ニ參カルヘキ場合ニ於テ之ニ

參カラシメラレサリシトキハ判決ハ其訴訟ニ參カラサリシ者

ニ寄スルコトヲ得ス然レトモ事務管理ノ規則ニ從ヒ其者ノ利

スルコトヲ得

(箕作委員) 裁決トアルハ私ノ方テハ判決ト直テ居リマス

(栗塚報告委員) 成程判決ノ方カ宜シイ之ハ反譯テ直リマスカラ

左様

(松岡委員) 「ラ」ト「ニ」トハ格カ違ヒマス

(箕作委員) モノチ「モノニ」ト云ハナケレハナラン

(松岡委員) サリシモノニト書ウカ

(南部委員) 参カラシメサリシト云ハナケレハナランネ自分カ参

カラサルテナイカラ虚有者ノ時分ハ用收者カラヤリ用收者ノ時分
ニハ虚有者カラヤルカラネ

(村田委員) 其者チ害セストシテ宜シイ

(松岡委員) ソウテス

(委員長) 宜ケレハ今日ハ是テ措キマス

本條ハ原案ニ決ス

于時午后四時三十分

民法草案財產編用收權再議々事筆記

第四十七回 自第六百二十六條乃至第七百八十六條

日本學術振興會

民法草案財産編用收權再議々事筆記

第四十七回

自第六百二條乃至第七百八十六條

明治二十一年四月十六日午前九時五十分開會

(委員長) 始ノマシヨウ

第六百二條朗讀

第六百二條 用收權ハ第五百四十四條ニ從ヒ所有權ヲ終ハラシ

ムル原由ト同一ノ原由ニ因テ消滅ス

用收權ハ尙ホ左ノ原由ニ因テ消滅ス

第一 用收者ノ死去

第二 用收權ヲ設定シタル期限ノ經過

第三 用收者ノ明示シタル其權利ノ拋棄

第四 三十年間繼續セシ不使用

第五 用收者ノ收益ノ濫用ニ因ル用收權ノ廢罷(第六百十七

日本學術振興會

條

(清岡委員) 濫用ニ因ル用收權ノ廢罷ト云フノハ如何ナルモノテスカ

(栗塚報告委員) 矢張り強ク申セハ大變物ヲ取過キタリ、收獲チ多ク取テ地味チ悪クスル迄ニナリマシヨウカ此所テ云テ居ルノハソウ迄テハナイヨウテス

(村田委員) 用方チ變ヘタリシテハナランノテ性質ト用方チ變ヘルコトハナラント云フアノ裏テス

(栗塚報告委員) 併シナカラ此所ハ裁判所ノ鑑定ニ任カスノテアリマス

(清岡委員) ソレチ廢罷ト云フト

(栗塚報告委員) 濫用ノ原因ニ由テ廢罷スルノテス、用收權ノ收益チ濫用シタカラト云フノテス

(南部委員) 此所ニアル廢罷ハ取消テアリマス

(清岡委員) 自分ニ廢罷シタ様ダ

(栗塚報告委員) 詰リ用收者ニ收益ノ濫用ト云ヘハ宜シイノテス

(松岡委員) ソレチ消滅スルノタ

(清岡委員) 用收權ノ收益ノ濫用ダネ

(松岡委員) 期限ノ經過濫用ト云テ必ス廢罷スルニハ限ラン濫用シタ中テソレニ原因シテ廢罷トナル場合テス

(栗塚報告委員) 左様テス

(尾崎委員) 割註ノ中ニアル佛第六百十七條ハ物カ全ク滅盡スル所テ佛ニハ濫用ノコトハナイヨウテス

(松岡委員) 自然テナケレハナラン

(清岡委員) 三十年間ハ仕方ナイガ

(栗塚報告委員) 元來申セハ物權ハ何年間使用セシテモ消滅セン

ノテスガ用收權ニハゴウ云フ制限ヲ付ケタノテアリマス

(村田委員) 地役モ三十年間不使ヲ消滅テス

(松岡委員) 何テモテシヨウ時効ノ長イモノハ三十年ガ極點テス

(栗塚報告委員) 併シ獨リ所有權丈ケハ失ハヌノテス

(清岡委員) 仕様ハナイヨウテスネ

(松岡委員) 所有權ヲ終ラシムル云々トアルガ前ニハ消滅トアル

(栗塚報告委員) 所有權ノ終ルチ原由ト云フノテス

(松岡委員) 終了トハ違フカ

(栗塚報告委員) 終了チモ宜シイカ、終了ハ前ニ絶止トヤリマシ

タカラ

(清岡委員) 終ルチ宜シイノテスカ宜カロウ

(村田委員) 此儘ニシテ置コウ

(委員長) 宜クハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百三條朗讀ス

第六百三條 數人ノ爲メ同時ニ且不分ニテ用收權ヲ設定シタル

トキハ死去シタル用收者ノ部分ハ生存者ニ利ス其用收權ハ最

後ニ死スル者ノ死去ニアラサレハ消滅セス

(栗塚報告委員) 生存者ニトアルノハ生存者チ修正致シマシタ

(委員長) 之モ格別ハナイ、先ヘヤリマシヨウ

本條中、生存者ニトアルチ「生存者チ」トシ他ハ原案ニ決ス

第六百四條朗讀ス

第六百四條 無形人ノ爲メニ設定シタル用收權ハ三十年ノ期限

ニ因テ消滅ス但三十年ヨリ少ナキ期限チ以テ設定シタルトキ

ハ其期限ニ從フ(第六百十九條)

(栗塚報告委員) 此等モ無形人チ何時迄モ生テ居ルカラ仕方カナ

(松岡委員) 法律ヲ以テ殺スノタネ

(委員長) 此三十年ト云フハ羅馬ノトキカラ三十年カ

(栗塚報告委員) 矢張佛蘭西ガソウテス

(委員長) 人間ノ生命ト云フモノハ大概三十年チ以テト云フカラ
三十年トシタト註ニアル

(南部委員) 註テハ三十年テアリマスカ日本杯ハ二十年位ヒテス

(清岡委員) 之モ三十年ハ仕方カナイ

(委員長) 無形人トハカリ書イテアツテハ工合カ悪クハナイカ

(南部委員) 會社テモ町村テモテス

(栗塚報告委員) 佛蘭西ハ一個人ニ與ヘナイ甲收權ハトアリマス
即チ無形人ノ場合ト申シテ居リマス

(委員長) 宜シクハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百五條朗讀ス

第六百五條 用收者ハ其權利ノ拋棄チ以テ其拋棄以前ニ執行セ

サリシ義務チ免カレス

又其拋棄ハ用收者ヨリ物ニ付キ權利チ得取シタル第三者ニ害
スルコトチ得ス(第六百二十二條)

(栗塚報告委員) 第三者ニトアルハ第三者チト修正致シマシタ

(委員長) 之チ宜シイテシヨウ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「第三者ニ」トアルハ「第三者チ」トシ他ハ原案ニ決
ス

第六百六條朗讀ス

第六百六條 不使用ハ未成人ニモ及ヒ其他ノ人ニシテ之ニ對シ

時効ノ經過スルコトチ得サルモノニモ之チ以テ對抗スルコト

ヲ得ス

免債時効ニ關スル其他ノ規則ハ不使用ニ之ヲ適用ス

(栗塚報告委員) 翻譯テ「不使用ハ未成年ニ」トシテ修正ハ「及ヒ其他ノ人ニシテ之ニ對シテ時効ノ經過スルコトヲ得サルモノニモ對抗スルコトヲ得ス」ト致シマシタ

(松岡委員) 如何ナルコトカアツテモ不使用ナレハ往カヌト云フニナルノタネ

(栗塚報告委員) 幼年者、狂氣者ニハ物ヲ不使用シタカラツテモ其不使用ハ消滅セシト云フノテアリマス

(村田委員) 分テハ居ルカ、ゴタ々々シテ居ル

(栗塚報告委員) 詰リ原文ニハ其他ノ人ニシテ之對シトアルト文章ハ何時モコウテス人其人ニ對シテ物其モノト云フト何時モコウテアリマス

民財九ノ一三五

(村田委員) 精神錯亂トカ云フ者ノ不使用ハ之ヲ以テ消滅ハ出來ヌト云フノタネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(清岡委員) 其他ノ人ニシテ時効ノ經過スルコトヲ得サルモノニ對シト云フ様ナ理窟ニハ往カンカ

(栗塚報告委員) 之ニ對シテハ時効ハ經過スルコトヲ云フ爲メニ之ニ對シト云フテ其人ニシテ時効ノ經過スルヲ得サルト云フハ分リ悪イ

(清岡委員) 對抗ノ上ニ之ヲトスルカ

(栗塚報告委員) 之ヲトヤリタイ之ヲハ何ヲ云フカ不使用テ初メノ之ヲハ人ヲ指スノテス

(村田委員) 私ハ上ノ之ニハ刪ル修正ノ積リテス

(南部委員) ソウテナイ

(村田委員) 上ノ之ハナクトモ宜シイト思ヒマス

(松岡委員) 未成年ニ對シテト云フノカ

(村田委員) 之ニ對シテハナクトモ宜サ、ウナモノテス

(栗塚報告委員) 其他ノ人ニシテ時効ノ經過セサル人ハ分リマスカ、分リマスマイ時効カ其人ニ對シテ經過スルコトハ出來マセン
ノテス

(南部委員) 未成年者ニモ經過セサルコトニモ不使用ハ對抗スルコトヲ得ストヤツテハ如何

(栗塚報告委員) 不使用ト云フチ後ニ捺テ行クト云フ說モアル

(清岡委員) 之ヲ對抗スルコトヲ得ストヤツテ、「以テ對抗」チ
刪ル

(松岡委員) 宜カロウ

(栗塚報告委員) 其モノト云フノチ「者」ト云フ字ヲ書クト分リ

マスカ、未成年者及ヒ其モノニシテ其者ニ對シテト云フカ

(村田委員) スルト其者ト云フハ其人ノミニ見ヘル

(栗塚報告委員) 其他ノ人ニ對シテ時効ガ經過セサルヲ得サルモノト云フハ意味カ分リマスマイ

(村田委員) 元トノ様ニ書イテ置ク方ガ分リ易ヒ、不使用ハ未成年者其他時効ノ經過スルヲ得サル人ニトアル

(委員長) 其他ノ人ニシテト云フガ其他ノ人ニ對シ時効ハ經過スルヲ得サル人モカ

(栗塚報告委員) 詰リ原書ハ不使用ハ對抗スヘカラス未成年者ニモ及ヒ其他ノ人ニモトアルノテス其人ニ對シテハ時効ノ經過スルヲ得サル人モト云テ居ルノテアリマス

(松岡委員) 未成年者ヲモ受ケルノテシヨウ

(栗塚報告委員) 受ケマセン

(松岡委員) 關ルコトニナリハセンカ

(栗塚報告委員) 這入リマセン併シ意味ニ至テハ理窟ハ同シテアリマス

(南部委員) 及ヒ其他ノ人ニシテ其人ニ對シテハ宜シイト思フ

(清岡委員) 宜カロウ

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ翻譯ニテ「不使用ハ未成年者ニモ」トナリ其他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第六百七條朗讀ス

第六百七條 用收者其物ニ重大ノ毀損ヲ爲ストキ又ハ其保持ヲ缺キ若クハ收益ヲ濫用シテ其物ノ保存ニ危フスルトキハ裁判所ハ用收權消滅ノ他ノ理由中其一ノ到來スルマテ用收者ノ入費ヲ以テ其物ヲ監守ニ付スルコトヲ得又ハ虛有者ヨリ毎年年用

收者ニ拂フヘキ金額又ハ果實若クハ入額ノ部分ヲ定メ虛有者ノ爲メ用收權ノ消滅ヲ宣言スルコトヲ得

裁判所ハ右ト同時ニ其年ノ果實及ヒ產物ノ派分ヲ規定ス

將來用收者ニ拂フヘキ金額又ハ果實ハ前年年用收權ノ繼續シタル時間ニ應シ用收者日毎ニ之ヲ得取ス(第六百十八條)

(栗塚報告委員) 「消滅」ハ「廢罷」ト翻譯テ改リマスソレカラ

末項ハ起案者ガ修正シテ參リマシタ、將來用收者ニ拂フヘキ金額又ハ果實ニ於ケル價額ハ用收者日毎ニ之ヲ得取ス其計算ハ用收權

ノ終リニ至リ前年中其用收權ノ繼續シタル時間ニ應シテ之ヲ爲ス」トナリマス

(松岡委員) 此土地ニ收益ヲ濫用スルト本トカ危險ト云テ取消サル、カ知ラン

(栗塚報告委員) 保持ヲ欠タ爲メニ毀損ヲ加ヘタ、用收者其物ニ

ハ困ルネ其ト云フハ用收物ト云フ積リテアリマシヨウ

(松岡委員) 用收ニ屬スモノタネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(清岡委員) 消滅ノ原由到來ト云テ宜サ、ウナモノテス

(栗塚報告委員) 濫用ハ一ツノ原由ニナツテ居ルカラソレテ他ノト云フノテス

(尾崎委員) 濫用ハサ、リテモ消滅ノ一ケ條ニナルカラ、オビチ他ノ原由到來マテテモ行カレソウナモノテス

(南部委員) ソレハ行ケルケレトモコウ云フコトカ出來ルト云フノテス

(尾崎委員) 此次ニ又ハ虛有者ハ算シイカ毎年用收者ノ拂フヘキ入額ノ部分ヲ定メ云々ト云ハ如何ナルコトテスカ

(栗塚報告委員) 用收權ガナクナルカラソヨ家ヲ充カツテ置ケハ

毀損杯チスルカライカンソヨ併シナカラ年々幾許日ノ金ハ拂ヘト

代リニ金ヲ遣レト云フコトカ出來ルノテス

(委員長) 計算ハ用收權ノ終リニ至リト云フハ分ラン、前ノ承ケテ來タノテハナイカ外ノコトカ將來用收者ノ拂フヘキ云々得收スト云ニ係ルカ

(栗塚報告委員) 一寸申サナケレハナランカ翻譯テ、用收權ノ終リニ至リ其計算ハトナリマス

(委員長) 廢罷杯ノアツタ譯トハ違フカ

(南部委員) 其續キテアリマス

(委員長) 濫用ノ場合ナレハ廢罷トカ云フ場合ガアツタラ其トキテモ終リカ

(南部委員) ソレハ終リトハ見ナイ前項ニ於キマシテ用收權ノ廢罷スル果實モ矢張拂フコトニシテ居ルソレハ金錢ニ係ルト日割テ

行クノテ其期限ノ終リニ於テ用收權ノ繼續シテ居ル時間ヲ勘定スルノテス

(委員長) 仕舞ハ三十年ノ期限カアルトスルト十年振リニ廢罷シテ果實ハカリスルト跡二十年ガ濟ンタ後テナケレハヤレンネ
(栗塚報告委員) イヤ前年ノ果實ヲ得マシタカラ其終リニ於テテス

(委員長) 用收權ノ終リニト云フト三十年ダロウ

(栗塚報告委員) 將來用收者ノ拂フヘキ金錢テアリマスカラ、併シナカラ其拂フノハ用收權トシテ拂フノテハナイ用權ヲ取上ケタカラ命額又ハ果實ヲ拂フノテソレカラ將來拂フヘキテアリマスナゼ將來ノコトカ出タカ、用收權ハ廢罷ニナツタカラテ即チ廢罷ニ至テ前年中ノ繼續シタ時間ニ應シテ之ヲ爲スノテス

(委員長) ソンナラ廢罷ト見レハ宜シイネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 廢罷ノトキニ至テ收益シタ時間ニ應シテダネ

(松岡委員) 用收權ノ終リニト云フトソウハ見惡イ

(栗塚報告委員) 廢罷ハ即チ終リト云テアルテシヨウ

(清岡委員) 廢罷ノトキニ於テトスルカ

(栗塚報告委員) 左様テス、廢罷ノ後テス

(松岡委員) 大抵取ルヘキ期限モアルカラ前拂スルニモ反ハヌ

(栗塚報告委員) 用收權ハ廢罷テ止シタノテ後チ計算スル其計算ハ前年中用收權ノ續テ居タ時時ニ應シテスルノテス

(委員長) 應シテト云フハ分ラン

(清岡委員) 用收權ノ繼續ト云フハ假令ハ五年十年繼續シテ其間ノ計算ニテ平均チ取ル様ニモ見ヘル

(南部委員) ソウテナイ前年トアルカラ

(栗塚報告委員) 前年假令ハ家賃ヲ賄フスルト分リ易ヒカ前年中
續テ居タモ今日止シタト見ル四月十五日トスルト前年一月ヨリ四
月十五日迄幾許取レタトスルソレテハ其割テヤルラシイ

(南部委員) ソウタロウ

(尾崎委員) 前ニ濫用スルニ付テモウ是ヨリハ家ハヤラン用收權
ヤツタ家ハヤラヌケレトモ家カラ生スル果實入額ノ部分ヲ定メテ
是々チヤルト定メテ廢罷スルト、是々ハ止ムト云フ入額部分ヲ定
メルト云ヘハ百圓ツ、ヤルト定マリ廢罷シタ場合ニハ計算ハナイ
譯ダネ

(南部委員) ソレチ定メルノテス

(栗塚報告委員) 起案者ノ云フノハ全ク消滅シタト云フ、ジヨウ
實ハ用收權ハ金ニ代タノテアルト云テ居リマス

(南部委員) 用收權カアルト見レハ來年何程アルカ見ヘンカラ分

ランカラ前年分ヲ以テ將來ヲ勘定スルノテアリマス

(清岡委員) 今日ノ所得税見タイナモノテシヨウ

(村田委員) 用收權ノ終リト云フノハ悪イ、何時モノ終リトハ違
フノタカラネ

(栗塚報告委員) 廢滅スルト云フカ金ニ代ルノテアリマス

(清岡委員) 至リト云フノハ終リニ於テトシヨウ

(委員長) 續續シタル時間ニ於テト云フハ宜シイガ計算チ時間ニ
應シテト云フト或ハ一年ノ内カ六月ヤツタト八月ヤツタトカ云フ
收獲ノ割ニスレハ月ニ應スルガ時間ニ應シテ計算シヨウト云テモ
金錢モノチ見積ラル、モノテナイカラ前年ノ收獲ニ依テヤルナレ
ハ宜シイ

(南部委員) 日毎ニ得收スルト云フ所カラ出マスルト日割ニテ行
クカラ本ノ繼續カアルカラ勘定スレハ一日幾許ト分リマス

(委員長) 日割勘定ヲ取ルカ宜シイ

(栗塚報告委員) 毎日幾許ノ割テ宜シイカ割合ヲ定メルノハ前年中ノ割テ定メルト云フノテアリマス

(委員長) 割ナレハ宜シイノカネ時間ニ應シテト云フト往カヌ

(尾崎委員) 割ナレハ宜シイ

(栗塚報告委員) 時間ノ割合ニテ之ヲ爲ステ宜シイ詰リ時間ノ割合ニテト書イタモ同シテス

(尾崎委員) 全体時間ハイラヌ、繼續シタル割合ニテト云タラ宜シイ

(栗塚報告委員) アレハ改メテ參タ精シク云フ積リテヤツテ來タ
(松岡委員) 註ノ意味ハ分テ來タカ註ヲ見ルト將來ノコト迄云フ
ノテナクシテ其畑ノ様ナモノテ見ルト之ヲ定メルニハ其部分ニ付
テ用收者ノ拂フヘキ果實ト用收者ノ爲シタ費用トノ比較ヲ見テ既

ニ出來タ割合ニ應シテト云フ様ニアル

(栗塚報告委員) 前年ト云テモ一年シカ指シテナイノテ原文ハ一體ヲ云フト無理テス前年續タ丈ケテ宜サ、ウナモノテス

(松岡委員) 繼續ノ割合ト云フハ

(栗塚報告委員) 去年中ノ利益ヲ日割ニシテ仕舞之ヲ先ヘ日割ニシテヤルノテ前年中取タモノハ日割ニシテ一日幾許ト定メテヤルト云フコトニナルノテス

(松岡委員) 後ノ廢罷ハ終ルノテ、スルト將來ノ勘定ニ付スルトキハ入ランノカ

(栗塚報告委員) 勘定ニ付スルトキハ入ランノテス爾カモ此トキハ用收者ノ費用ニテトアルトモノチ勘定ニ付スハ未タ用收者カアルノテ去年一杯ニ取レタ米ハ幾許タソレチ日割ニシテ去年取レタ何百石ハ之ヲ日割シテ一日何程トシタソレチ以テ將來ニ行クト云

フノラシイ

(委員長) ソレハ宜シイ繼續シタル時間ニ於テト云フハ去年ノ内何程ト然ルニ廢罷ニナツタト云フハ六ヶ月ノ得タモノチ日割シテソレ丈ケシカヤラント繼續シタル時間ノ割合ト且前年續タモノタケヨリハヤラントナルタロウ

(松岡委員) 詰リソウナルノテシヨウ將來ヤルノテハナイテシヨウ

(村田委員) 將來ヤルノテス

(松岡委員) 廢罷トナツタラヤラレンノテシヨウ

(栗塚報告委員) 用收權ガ廢罷ニナツタノテ年金權チヤルノテス
(委員長) 物チ預ケテ置ケハ危險タカラ金カ取レタ收獲物チ以テヤルト云フノタホ

(栗塚報告委員) 用收權カナクナリ債權ニ代ルノテス

民財九ノ一四二

(委員長) 債權ニナツテ前年三ヶ月續ケハ三ヶ月チ日割ニシテ跡十年アレハ十年チ日割ニ積ルノタカラ三ヶ月ノ物チ割テ遣ル様ニ見ヘルガ前年ハ三百六十日皆ナ遣ルノテハナイ前年ニ續タ丈ケシカ遣ラントナルカ

(栗塚報告委員) 昨年先ツ七月カラ私カ用收權チ貰フ而シテ濫用シタノチ廢罷ニナツタ其トキ前年中ノ三百六十日テハナイ前年七月カラ昨年一杯テ宜シイ、タカラ前年中ニ幾許取レタカ日割シテ幾許々々ト云フノテアリマス

(委員長) 一ケ年ト云フノテハナイホ

(栗塚報告委員) 左様テス續タ丈ケト云フノテス

(委員長) ソレ丈ケト云フモノチ遺言ニ贈與スルダロウ

(栗塚報告委員) 一日幾許チ出スノテ一日幾許トスレハ又私ノ生涯續クノテスカラ一生涯一日幾許ノ割チ定メラレモノチ貰フノテ

アリマス

(委員長) スルト一日幾許トナルノカ

(栗塚報告委員) 左様テス債權ニ代ヘタラ金ニ積リ様カナイカラ
一日幾許ニ當ルヲ見テ一生涯ヤルノテアリマス

(委員長) 計算ノ仕様カナイカラ去年七月カラ用收權ヲ貰フ今年
ノ三月濫用ヲ廢罷サレタ去年七月カラ十二月迄ヲ見テソレチ日割
ニスルカ

(栗塚報告委員) 其割ハ幾許ト云フノテス

(委員長) 元ト二百圓ノ取得カアルチ四月カラナラ百圓シカナイ
トスル前年ノ計算タカラ百圓チ一ケ年ト見ルカ

(栗塚報告委員) 七月カラ半分ヲ百圓ダカラ去年二百圓チ三百六
十日ニ割トシテ六ケ月テアツタカラ百八十日ト云フノテアリマス
(村田委員) 昨年三十日テ三十圓ト見レハ一日一圓タカラ一日ツ

、ヤルト云フテシヨウ

(栗塚報告委員) ソウラシイ

(清岡委員) 物ニ由テ收獲ガ違フカラ前年度ト云フノテシヨウ

(栗塚報告委員) 左様前年度ト云フ意味テアリマス

(松岡委員) 繼續時間ト云フノハ用收權ノ終タ一年分ニ比較スル
ノカ日割ニ一ケ月ト云フノカ

(栗塚報告委員) 日割一ケ月杯云フコトハ跡ニ出ルノテス

(松岡委員) 時間トハ何ノコトニナルカ

(栗塚報告委員) 一年續ケハ一年六ケ月續ケハ六ケ月ト云フノテ
ス

(松岡委員) 十年モヤツテ來テソウシテ十年目ノ中途ニ於テ廢罷
ニナツタ時分ニハ計算ハ用收權ノ廢罷ニナツタ終リニ於テト云フ
ハ

(栗塚報告委員) 前年中米カ何石取レタカソレチ日割ニシテタ

(松岡委員) 時間ニ應シテ爲スト云フハ前年ガ六月ナラ六ヶ月テ
アリマス

(松岡委員) 若シ一ヶ月テアツタラ何ウテスカ

(栗塚報告委員) 一ヶ月チ日割ニスルノテアリマス家賃一ヶ月取
タトスルト一日幾許ニ割カト云フノテス

(委員長) 必ラスシモ廢罷ニナツタトキハ用收權ハ止ノサリシテ
果實金額チ遣ルモノデアト云フガ本文ニハ見ヘヌ

(栗塚報告委員) 前項チ御覽ナスツテ項チ御覽ナスツテ勘定ニ付
スルトキハ用收權ハ廢罷シナイノテ又廢罷チ制限スルコトカ出來
ル何ウシテカナレハ虛有者カラ拂フヘキ金チ籠メテ遣ルト云フノ
テス

(委員長) 管守ニ付スルト云フトキ用收權ノ廢罷チハナイカ

民財九ノ一四四

(栗塚報告委員) 左様テス佛蘭西トハ違フノテ佛蘭西テハ管守ニ
付スノト廢罷チ制限スルノモ金チ遣テト云フノモ亦金チ全ク遣ン
ノモアル一休消滅ト云フコトカ出來ル

(委員長) 其場合ハナクトモ宜シフカ大變亂暴ナコトチサレテソ
レニ折角恩惠ノ爲メニヤツタニ字チ毀ハスカア、云フコトチスル
ナラ罷ノ様ト云フコトカ出來ナケレハナラン

(栗塚報告委員) 左様テス、ソレハ恩惠ノ贈與チ廢罷スル訴權ヘ
入レテ行ク積リテアリマシヨウ

(村田委員) 損害チ償ハセル

(清岡委員) 六百二條ノ第五ノ註解ニナルノテスカ今ノ所ハ六百
二條ノ用收權ノ廢罷トカモ收益濫用ニ因テハ當然ノ金チ遣ラント
モ宜サ、ウナモノテアル、三十間一二三四五ノ如キハ金チ遣ル杯
ノコトハ通入ルコトハナイ

(村田委員) 用收權ハ無論ナクナツテ仕舞ノタ

(栗塚報告委員) 用收權ハナクナツタカ併シ年金權カアルト云テ宜シイ

(清岡委員) スルト一二ノ場合杯ハ裁判官ノ都合テ三十年間不使用ニ因テハ罷ノルト云フカナケレハナラン之ハ全ク消滅スルモノヲ請求シテ行テ中カラ取除ケテ濫用ノ場合ハコウシナケレハナラント云フノハオカシイ

(尾崎委員) 用收權丈ケハ止マツテ物ヲ賣フコトハ債權丈ケカ殘ルノタ物權ハ取消サレテ仕舞フ

(清岡委員) 取消サル、モノカアツテ偶然トカ事績カアツタカラ濫用シテモ甚タシイコトハ出來ヌト云フ場合テヤルナレハ宜シイ

(栗塚報告委員) 用收權ヲ全ク消滅シテ仕舞ト佛蘭西流義ニスルト廢權ヲ致スト殘ラス取消サル、カ之ハ酷タ何セナレハ全テ用收

權ヲ賣ルカモ知レン賣テ置イテ而シテ濫用ダト、好シ濫用シタニモセヨダ、濫用テ取消シタラ不當ノ利益ヲ得ル場合カアルタロウト云フ

(清岡委員) ソウ云フト三十年不使用ニシテモ買テ居ルカモ知レンカ時効ニ因テ止チ得ス三十年ノ不使用ノ場合ニ至ルカモ知レンソウ云フトキハ又時効杯ニ至テモ甚タ氣ノ毒ナ語テ第五ノ場合ニ於テモ全ク廢權ノトキモアロウ併シナカラ六百七條ニ於テ云フコトモ出來ルト思フ

(栗塚報告委員) 起案者ハソウテナイ、佛蘭西ノハ用收權ヲ止メタ側カラ始終制限チ立テ居リマス

(村田委員) マルテ、シナケレハ用收權ハ消滅シナイト云フ位ヒタカラ

(清岡委員) 酒チ飲テ腹立紛レテヤツテモソウダ

(栗塚報告委員) 重大ノ毀損スルコトハ一遍カ二度ダ毎日ハナイ
カラ監守ニ付スモ宜シイカ併シナカラ保持ヲ缺、ル、ハ危イ、ダ
カラ取上ケテ仕舞カ併シ物ハ取上ケテモ遺ルモノハ遺ルト云テ居
ル

(清岡委員) ソレハ起案者ノ一論カモ知レンガ權衡ハチト悪イ、
私共ハ第六百二條ニ例舉シタ五ヶ條ヲ消滅スルモノテ、消滅シタ
ラソレ丈ケノコウ云フ場合ニハコウトシテ置イテソレカラ或ル場
合ニ於テハ甚タ過酷ニ屬スコトモアルニ由テト云フノテ、只今ノ
様ナコトモ出テ來ルネ無論第五ノ場合杯ハ必ラスシナケレハナラ
ヌト申分毀シテモソウタロウ

(村田委員) 理窟ハアル、使用權ハ無論取ラル、カケレトモ收益
丈ケノ權カアルノテス

(栗塚報告委員) 債權テスカラ收益スルニ物カラハ權カナイノテ

ス

(清岡委員) 私ノ説ノ意味ヲ充分解釋チナサランノテ此條ノ精神
チ惡ク云フテハナイ第六百二條ノ釣り合ガ惡イト云フノテ何セナ
レハ第四迄ハ取上ケテ置イテ五ニ於テ消滅シテモ實ハ與ヘルノタ
カラ權衡ガ合ハヌ

(栗塚報告委員) 與ヘルカ性質ガ違フカラ

(南部委員) 第六百二條ノ一二三四ハ各々違フ第一ハ死タトキ第
二ハ期限第三ハ權利拋棄第四ハ三十年義務チ怠タラ仕方カナイト
云フ譯ケテス

(清岡委員) 第五ハ過失懈怠トカ云フ事情ノ酌量スヘキ場合
ナレハ宜シイガ所カソレテハナイ

(委員長) 之ハ起案者ニ聞テ貰オウ

(栗塚報告委員) ハイ、起案者カ云テハ居リマセンガ佛蘭西ハ用

收權ヲ止メヨウト云フ所カラ濫用ヲ以テ一ノ原由ニシテ殆ント止
メテ仕舞

(委員長) 得ト云フハ人權ニ代テ遺ルト云フノハ宜シイカ殊ニ由
ルト人權ヲ遺ルコトノ往カヌ場合カアロウ其場合ハ止メルト様ニ
ナツタ宜シイタロウ

(松岡委員) 最モ左様テス

(栗塚報告委員) 前年中ト云テ居ルノチ若シ長ク續タナレハ數ケ
年ニ貫フヘキヲ以テトシタラ宜イト云フノカ貴君ノ積リハソウテ
シヨウ松岡サンノ疑點ノ存スル所ハ若シ五年續ケハ五年チ平均シ
テ貫フト云フノテスカ

(松岡委員) 「ボアソナード」ヨリ此意味ハ何ウト分レハ宜シウ
御座リマシヨウ

(委員長) ソレテハ之ハ未定ニシテ先ヘヤリマシヨウ

民財九ノ一四七

本條ハ起案者ニ質問スルコトニ決ス

第六百八條朗讀ス

第六百八條 用收權ノ廢棄ハ其廢棄前ニ用收者ノ加ヘタル損害
ニ付キ賠償ヲ求ムルコトヲ妨ケス(第六百十八條第二項)

(委員長) 廢棄ト云フノハ皆廢權トナルカ

(栗塚報告委員) 皆一定シテ廢權トシマシタ

(委員長) 前ニ用收權ノ消滅ガ廢權トナツタガ第六百二條ニハ原
由ニ因テ消滅トナツテ居ルネ

(栗塚報告委員) 皆廢權ニシタノテアリマス

(松岡委員) 用收權ノ廢棄ハ廢權トナルノテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 之モ論ハナイテシヨウ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百九條朗讀ス

第六百九條 用收權ノ絶止ノ時尚ホ土地ニ附着シタル果實及ヒ
産物ハ第六百七條ニ掲ケタル場合ヲ除クノ外虚有者ニ屬ス裁
培又ハ利用ノ入費ハ之ヲ償還スルコトヲ要セス但土地賃借人
又ハ分收小作人ノ既ニ得タル權利ニ妨ケナシ(第五百八十五
條第二項)

(清岡委員) 絶止ト云フノハ清減ノトキチ云フノカ

(栗塚報告委員) 詰リ用收者ノ死去トカ清減チアリマス

(委員長) 絶止ト云フノハナゼ字ヲ變ヘタカ知ラン

(栗塚報告委員) 起案者ガ矢張筆ノ先チ深イ意味ハアリマスマイ
「テシジョン」ト云フ字ヲ絶止ト云フ字ニ譯シタノテ用收權ノ止
ムトキト云フタモ同シテアリマス之ハ恰ド五百五十二條ノ裏ニナ
ツテ居ルカラ

(松岡委員) 六百七條ニ掲ケタル場合ヲ除クノ外ト云フノハ作リ係
ケタ物チ虚有者ニ貫フ、此間ノテスネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(清岡委員) 之ハ又先々マテ貫フノタ

(松岡委員) 場合ニト云テモ六百七條ハ此通りニハ往カント云フ
ノタネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(清岡委員) 虚有者ニハ六百七條ヲ屬スノタ屬シテ居テソウシテ
計算チ以テ金チ遣ルト云フノダロウ實ハ屬スノタ

(松岡委員) 所ガ何ウテシヨウ直クニ金ニ代ヘルカネ價チ定メテ
分ケルノラシイ

(南部委員) 屬ス切リテハ用收者ニモ遣ランノテス

(栗塚報告委員) 原文ニハ六百七條ヲ除クノ外トアル、其方カ明カ

テ同シク絶止ニハ違ヒナイカ六百七條ノ場合ハ絶止テモ前ニ説ノ
アツタ様ナ譯テスカ

(清岡委員) 六百七條ニ掲ケタルハ先ニ云ハント往カヌ

(栗塚報告委員) 其方ガ宜シイ様テス

(村田委員) ソウテス

(委員長) ソウヤロウ

(栗塚報告委員) ハイ

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「第六百七條ニ掲ケタル場合ヲ除クノ外」ノ數字ヲ冒
頭ヘ移シ其他ハ原案ニ決ス

第六百十條朗讀ス

第六百十條 事變又ハ朽廢ニ因リ用收權ニ屬スル建物ノ全部壞
類シタルトキハ用收者ハ土地ニ付テモ又物料ニ付テモ收益ス

ルコトヲ得ス但建物カ用收權ニ屬スル土地ノ從タルトキハ此
限ニ在ラス(第六百二十四條)

(栗塚報告委員) 全部毀滅シタルトキハト翻譯テ直リマスソレカ
ラ「收益スルコトヲ得ス」ハ收益セスト直リマス

(委員長) 用收權ハ止ンテ仕舞ノカ

(栗塚報告委員) 左様テス家ノ用收權ヲ貰テ居テモ火事カ何カテ
燒ケレハナクナルノデアリマス

(委員長) 建物カ用收權ニ屬ス土地ノ從タルト云フノハ

(栗塚報告委員) 假令ハ大キナ牧場ヲ造テ馬小屋カ燒ケテモ馬小
屋ハ從テアリマスカラテス

(委員長) 建物ヨリ外ハ云ヘヌノタネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ翻譯ニテ「壊損」ヲ「毀滅」トシ「收益スルコトヲ得ス」ヲ「收益セス」トシ其他ハ原案ニ決ス

第六百十一條朗讀ス

第六百十一條 若シ燒失シタル建物カ所有者又ハ用收者ノ保險ニ付シタルモノナルトキハ用收者ハ第五百九十四條及ヒ第五百九十五條ニ記載シタル區別ニ從ヒ其價金ニ付キ收益ス

(栗塚報告委員) 「及ヒ第五百九十五條」ト云フ字ハ報告委員カラ起案者ニ申シテ起案者ガ改メテ刪リマシタ之ハ五百九十五條ニハ當テ籍マランノテス

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「及ヒ第五百九十五條」ヲ起案者ヨリ刪除他ハ原案ニ

決ス

第六百十二條朗讀ス

第六百十二條 若シ用收權ニ屬スル物ヲ公益ノ爲メ徵買シタル

トキハ用收者ハ其價金ニ付キ收益ス(千八百四十一年五月三

日ノ佛法律第三十九條)

(栗塚報告委員) 翻譯テ「土地」ト云フ字カ遣入リマス、ソコテ土地ハカリカナレハソウテナイ動産ト書タモ同シテ實ハ所有物ト改メ而シテ起案者ニ問テヤツタノテ土地ト云フ字ヲ遣ツテ何ウカト云ツテヤルト矢張動産ト云フ意味タカラト云フノテ修正ハ所有物ト致シマシタカ動産ト書イテモ宜シイノテアリマス

(尾崎委員) 不動産カ宜シイダロウ

(南部委員) 不動産カ宜シイ

(委員長) 所有物トモ往カンネ

(栗塚報告委員) 不動産ト改メマシヨウ

(松岡委員) 不動産カ宜シイテシヨウ

(栗塚報告委員) ソレカラ「公益ノ爲メ徵買シタル」トアルハ「公用ノ爲メ徵收シタル」ト翻譯テ改マリマス
(村田委員) 不動物ト此前ニアツタガアレハ皆直サナケレハナラ
ン

(栗塚報告委員) 跡テ皆直シマス

(松岡委員) 公用ノ爲メハ矢張元トノ儘カ宜シイダロウ

(栗塚報告委員) 皆直テ居ルノテス

(清岡委員) 宜カロウ

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ用收權ニ屬スル「物」ハ「土地」トシ「公益ノ爲メ徵買」ハ「公用ノ爲メ徵收」ト翻譯ニテ改メ報告委員ニ於テ「土地」チ「不動産」ト改ム其他原案ニ決ス

第六百十三條朗讀ス

第六百十三條 前二條ニ掲ケタル場合ニ於テ用收者ハ其收益スル金額ニ對シ保證人チ立ツヘシ但右ノ場合チ豫見シテ特ニ保證人チ立ルノ義務チ免除セラレタルトキハ此限ニ在ラス(全上)

(松岡委員) 之ハ御町事テス

(委員長) 御町事ト云ハサルチ得ン

(村田委員) 併シ理窟ハ能ク盡シテアリマス

(委員長) 宜クハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百十四條朗讀ス

第六百十四條 湖又ハ池ノ用收權ハ其永久乾涸スルニ至リシトキハ消滅ス

之ニ反シテ耕地ノ用收權ハ水ノ永久其土地チ浸没スルニ至リ

シトキハ止ム

然レトモ土地ノ不使用三十年ヲ経過セサル前ニ湖若クハ池ノ水自然ニ再來シ又ハ耕地ノ浸没自然ニ止ミテ舊狀ニ復シタルトキハ本條ニ依リ用收權消滅ノ判決アリシトキト雖モ其用收權ハ再生ス

(粟塚報告委員) 「耕地」ハ「土地」トナリマス、ソレカラ末項ハ報告委員ニ於テハ削除致シマシタ

(松岡委員) ソレハ妙テス所有權不確定ナ話テス

(粟塚報告委員) 水カ出タノテソレカラ用收權カ出來タカ水カナクナツタソレカラ又用收權カナクナツタト云フハ理窟ハアロウカ實際ハ困難テ幾カ一時ナクナツタ位ヒテハ容易ニ判決モ下スマイ判決下シタ以上ハソレテ宜サ、ウナモノテス故ニ削除シマシタ(委員長) ソレカ宜シイテシヨウ先ヘヤリマシヨウ

民財九ノ一五二

本條ハ「耕地」ヲ「土地」トシ第二項ハ報告委員ノ意見ニ依リ削除ニ決ス

第六百十五條朗讀ス

第六百十五條 畜群ノ用收權ハ全群ノ喪失スルニアラサレハ消滅セス

右ノ場合ニ於テ卒然ノ事變ニ因テ滅盡シタルトキハ用收者ハ皮ヲ遺有者ニ還付スヘシ(第六百十五條及ヒ第六百十六條)

附錄 使用權及ヒ住居權ニ特別ナル規則

(南部委員) 之ハ佛蘭西ノ法ハ皮ノ類ヲ現存スヘシトアル

(松岡委員) 弗々死タラ取レヌノテシヨウ

(粟塚報告委員) 左様テス

(松岡委員) 全体ソウ云フ論テ宜シイテシヨウカ

(村田委員) 其替リーツ波レハ補ハナケレハナラン

(松岡委員) 狩時テナケレハ狩レマイ、一箇月狩時ト云フニ喪失シタラ毛ハカリ取レルノタ

(栗塚報告委員) 左様テス

(清岡委員) 此文章ハ何ウテシヨウカ右ノ場合ト云フハ全群ノ喪失テナケレハ消滅セス少シツ、ノ場合ハ消滅セント云フカ

(栗塚報告委員) 一疋テモ生テ居レハ一疋ニ付用收權ガアルノテス

(清岡委員) 少キトキハ消滅セン少ヒ場合ニ於テ卒然ノ事變チ滅盡シタトキハト云フト少ク滅盡シタト云フ文法ニ讀ムカソウテハナイノテシヨウ

(南部委員) 滅盡タカラ、盡テ仕舞

(清岡委員) 文章ガホ、上ノ方テハ其全群ノ喪失ニアラサレハテ少キトキハ消滅セント云フノテ、少シノトキ消滅セン場合ハ卒然

事變ニ因テ少シツ、滅盡スルト皮ハ還付スルト讀ノハセンカ

(村田委員) ソウハ讀メンテセウ

(栗塚報告委員) 一時ニハツト皆ナクナルノテシヨウ

(清岡委員) ソウテシヨウ、理由チ聽ケハソウ解スルカ文章テハ上ノ方テ右ノ場合ニ於テトアルカラ下ハ讀悉イ少シノトキハ皮ハ還セト云フ様ニ讀ノルネ

(委員長) 右ノ場合ニ於テハ皮ハ用收者ト處有者ニ還付スルト云フノタロウ

(松岡委員) 右ノ場合ニ於テハノ字チ刪テハ何ウカ

(委員長) 右ノ場合ト云フハ即チ全群ノ喪失ダロウ

(松岡委員) 上ハ喪失テアリマスネ、今度卒然事變チ滅盡シタルトキト云フハ右ノ場合ト云フ上ノ場合ノ裏ニナル

(栗塚報告委員) 全群ノ喪失ノ場合ト見ヘル

(委員長) 一疋ツ、カ

(栗塚報告委員) 全群ノ喪失ノ場合ニ於テハテス、卒然事變ニ於テハ用收者ハ皮ヲ還付スルノテアリマス

(清岡委員) 全群滅盡スルトキハトヤツテハ如何

(南部委員) 全群ト云フハ宜シイタロウ

(清岡委員) ソウテナイト文章ハ分ラン

(栗塚報告委員) 今日ノ譯例ナラ、右ノ場合ニ於テ滅盡ハ卒然ノ事變ニ因テナリタルトキハ用收者ハ虛有者ニ還付スヘシトスルテシヨウ全群ノ滅盡ト云フカ重モニナツテ居ルノテス

(清岡委員) 上ノ項ハ消滅ノ所ダカラ前ノ全群消滅ノトキ喪失シタトキハ消滅ストヤツテ右ノ場合ニ於テトヤルト宜シイ

(栗塚報告委員) ソウシテ宜シイ

(委員長) 卒然ノ事變テナケレハ皮ハ還サンテモ宜シイ弗々滅盡

シテモ皮ハ還サンテモ宜シイト云フノタネ

(栗塚報告委員) 左様テス、全群ノ喪失スルトキノミ消滅ストヤリマシヨウカ右ノ場合ニ於テ卒然ノ事變テ云々アラサレハ消滅セスト云フコトナスルトキノミ消滅ストヤツテハ如何ソレテ原文ノ通りテス

(村田委員) 原文ハソウテスネ喪失スルトキノミト云フノタ「オシリー」トアル

(委員長) 喪失ニアラサレハノ方ガ分リ易ヒ

(栗塚報告委員) トキニモ消滅ス其外ハ消滅セント云フノテアリマス

(委員長) 矢張りソウ書イテモ同シダ

(栗塚報告委員) 右ノ場合ニ於テ滅盡ハ喪失事變ニ因リナリタルトキトヤリマシヨウカ

(委員長) 右ノ場合ニ因リテ刪テ仕舞カ

(栗塚報告委員) 實ハ此場合ニ於テハテスネ

(尾崎委員) 喪失事變テナケレハイカンカ

(南部委員) 病氣ヲ弗々死タノハ往カンノテス

(村田委員) 一二疋ツ、死テモイカンノテ卒然事變ニ因テ滅盡シ
タトキハカリ皮ヲ還スノテス

(松岡委員) 弗々死ネハ補ハナケレハナランタロウ

(栗塚報告委員) 併シ「畜群カ卒然ノ事變ニ因リ滅盡シタトキハ
用收者ハ慮有者ニ皮ヲ還付スヘシト

(委員長) 矢張り全群カ全群ノコトタネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 矢張りノミテナイト往カンネ

(栗塚報告委員) 滅盡カ卒然ノ事變ニ因テ滅盡ノアリタルトキハ

トシテ喪失ト云フ字ヲ消滅ト書イテモ宜シイノテス

(委員長) 全群ノ喪失スルトキノミ滅盡ダネ

(栗塚報告委員) 左様テス喪失シタルトキハテハ如何滅盡ト云フ
字ハ毀滅ト云テ居リマス

(南部委員) 毀滅トハ云ヘヌ

(栗塚報告委員) 滅盡トヤツテ置キ跡ヲ翻譯テ相談シマシヨウ、
實ハ滅失デアリマスガ全群ガアリマスカラ滅盡トヤツタノデアリ
マス

(清岡委員) 上チ消滅トヤツタラ宜シイ

(栗塚報告委員) 宜シウ御座リマシヨウ

(委員長) 宜ケレハ之レテ食事ニシマシヨウ

本條ハ「畜群ノ用收權ハ全群ノ喪失スルトキノミ消滅ス」ト
シ其他ハ原案ニ決ス

于時零時十五分

午後一時二十五分開會

(委員長) ヤリマシヨウ

第六百十六條朗讀ス

第六百十六條 使用權ハ使用者ノ需用ノ程度及ヒ其家族ノ需用

ニ限ル用收權ナリ(第六百三十條)

住居權ハ建物ノ使用權ナリ(第六百三十二條及ヒ第六百三十

三條)

使用權及ヒ住居權ハ用收權ト同一ノ方法ニ因テ成立チ及ヒ同

一ノ理由ニ因テ消滅ス(第六百二十五條)

(栗塚報告委員) 第一項ノ「及ヒ其家族ノ」ノ下へ「程度チ」三字ヲ入レ「使用權ハ使用者及ヒ其家族ノ需用ノ程度ニ應シテ用收權ヲトヤリマシタ

民財九ノ一五六

(清岡委員) 附録ト云フハ何ウモ往カン

(栗塚報告委員) 之ハ起案者ニモ申シタカ外ニ要用テモナイガ名付レハ何ウモ章中ニ導入ンノテ矢張之ハ用收權ヲ附録チ止ノルニハ殘ラスチ通覽シテ見ナケレハナラン報告委員テモ何トカ仕様ハナイカト相談中デアリマス

(委員長) 前ノ用收權ト使用權住居權トヤツテ置キ此所ニ特別ナル規定トヤツテ使用權住居權ハ獨立シタル權利ノナイ様ニ書イテアルカ、何所ヤラオカシイノタネ

(栗塚報告委員) ソレテ矢張附録ト云フモイルノテシヨウ

(委員長) 前ノ章ノ表題ニ用收權使用權住居權ト云テアレハ附録ト云ハンテモ宜サ、ウニ思フ

(栗塚報告委員) 實ハ附録ト云フハ刪ルカモ知レマセン

(委員長) 先ツ一体ノ所ハ申分ハナイ先ツヤリマシヨウ

本條ハ第一項「使用權ハ使用者及ヒ其家族ノ程度ノ需用ヲ限
ル」トシ其他ハ原案ニ決ス

第六百十七條朗讀ス

第六百十七條 使用權及ヒ住居權ノ程度ヲ定ムル爲メ使用者ノ
家族ヲ組成スル者ト看做スモノハ使用者ト同居スル其正當ノ
配偶者其正當、養、私ノ卑屬親又ハ尊屬親及ヒ此等ノ者ノ隨
身ノ僕婢ナリ(第六百三十條及ヒ第六百三十二條)

(栗塚報告委員) 「尊屬親及ヒ使用者又ハ此等ノ親屬ノト翻譯テ直
リマス

(松岡委員) 日本ニハ之ハ被多ニハナイタロウ

(栗塚報告委員) 日本ニハ決シテアリマセン

(委員長) 養私ト云フハ

(栗塚報告委員) 私生ノ子ト云フノテ正當ト云フハ實子テアリマ

ス實、養、私、ト三ツニナルノテアリマス

(松岡委員) 正當ノ配偶者ト云フハ妾ハ往カン爲メニテシヨウカ

(栗塚報告委員) 實ノ中ニ二種アル正當ト私トアルノテス

(松岡委員) 正當ト云フ實ト云ヘルカ養、私、ハ不正當カ

(清岡委員) 兄弟姉妹ハ導入ンカ

(栗塚報告委員) 導入ラン

(清岡委員) 此等ハ人事編テ論シナケレハナラン

(栗塚報告委員) 日本流ニテハ私等ノ妹杯モ是非導入ルノテ養料
ヲ給スル義務ヲ論シタラハ蓋敷ト思ヒマス

(清岡委員) 西洋人テモ嫁ノ叔母サントカ妹トカ何トカアルカラ
ダロウ

(栗塚報告委員) 此等程親屬ハ團結シナイ様テス兄ハ弟ヲ呼付ケ
ニスル杯ハ御座リマセン親族一家ヲ成ス委ガ速ヒマス

(尾崎委員) 正當ノ配偶者ニ出來タ子ハ兄ノ子ヲモ弟ノ子ヲモ幾
ラアウテモ皆正當ノ方ヘ導入ルノテシヨウ

(南部委員) 左様テス

(栗塚報告委員) 親族ニ隨身ノ僕婢トアリマスカラ婢ノ内ハ入レ
タラ日本ノ妾杯ハ差支ハアリマスマイ、カ之ハ無論人事編ニ定マ
リマスカラ

(委員長) ソレテ宜シイテシヨウ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「及ヒ使用者又ハ此等ノ親屬ノ隨身ノ僕婢云々ト翻譯
ニテ直リ原案ニ決ス

第六百十八條朗讀ス

第六百十八條 設定證書又ハ設定以後ノ合意ヲ以テ土地ノ使用
權行用ノ方法ヲ定メヌ又ハ住居權ヲ行フヘキ建物ヲ定メサル
トキハ當事者立會ノ上裁判所ハ其意見ヲ聽キテ之ヲ定ム(第

六百二十八條及ヒ第六百二十九條参照)

(栗塚報告委員) 翻譯テ「證書」ハ「名義」トナリマス

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百十九條朗讀ス

第六百十九條 使用權及ヒ住居權ハ之ヲ讓渡シ又ハ之ヲ賃貸ス
ルコトヲ得ス(第六百三十一條及ヒ第六百三十四條)

(委員長) 之丈ケハ用收權ト違フネ、用收權カ出來ル以上ハ隨分
出來ソウナモノテス

(栗塚報告委員) 家族ノ需用ヲ程度ニシテ居ルカラテス

(委員長) 用收權ハ親屬ニハカリト云フコトハアリマスマイ

(南部委員) 誰カヤツテモ宜シイ、ケレトモ使用權ヲ他人ニヤル
コトハ出來マセン

(栗塚報告委員) 如何ナル譯テ家族丈ケハ人ニ貸スコトカ出來ンカ

(栗塚報告委員) スルト使用權テハナイ用收權ニナルカラテス

(村田委員) 第五百二十八條ノ其コトハ悉皆御座リマス

(栗塚報告委員) 抑モ物權ニハ收益使用處分ノ三種ガアルト云フノデアリマスカ實際ニハコウ云フモノハナイト云テ學者ガ皆論シテ居リマス

(清岡委員) 詰リ所有權カアリ用收權カアレハ澤山テスネ

(尾崎委員) 詰リナイトモ云ヘヌネ

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百二十條朗讀ス

第六百二十條 使用權又ハ住居權チ有スル者ハ用收者ト同シク

移動物ノ目錄及ヒ不動物ノ形狀書チ作り並ニ保證人チ立ツヘシ(第六百二十六條)

又用收者ト同一ノ注意チ爲シ及ヒ自己ノ過愆ニ付キ之ト同一ノ責ニ任スヘシ(第六百二十七條)

又用收者ト同シク其收益ノ割合ニ應シ修繕、毎年ノ負擔及ヒ訴訟入費チ分擔ス(第六百三十五條)

(栗塚報告委員) 之ハ何モ論ハナイテシヨウ

(清岡委員) 用收權ト同一ノコトニナルカネ

(南部委員) 用收權ニモ適用スルノテス

(栗塚報告委員) 十六條ニ成立ト云フノテ

(村田委員) 六百二十條六百十六條ノ内ニ遺入テ居ルノテス

(栗塚報告委員) ソウテス精ハシク云フノミテス、用收者ト同シクト云フノハ修繕チ負擔スル其負擔ハ何ウカト云フニ收益ノ割合

テト云フノテス

(委員長) 末項ハ収益ノ割合ニ應シテトアルハ用收者ト同シクテ
ハナイネ

(栗塚報告委員) 同シクシ割合チ同シクト讀ンテハ往カント云フ
ノテス

(委員長) ソウ見ヘルゼ

(栗塚報告委員) ソウ見ヘンテシヨウ程カ同シクト云フノテ「及
ヒ其他収益ノ割合ニ應シテ負擔ストヤツテモ宜シイ

(清岡委員) ソウシヨウ

(栗塚報告委員) 斯ウナスツテハ如何「又収益ニ應シテ用收者ト
同シク修繕云々」トシテ宜シイ

(南部委員) ソレカ宜カロウ

(清岡委員) ソレカ宜カロウ

(委員長) ソレテ宜シイ、是テ用收權ハ濟ンダネ

本條ハ末項「又収益ノ割合ニ應シ用收者ニ同シク修繕云々ト
シ他ハ原案ニ決ス

(栗塚報告委員) 左様テスソレカラ六百三十三條六百三十四條ノ
末項六百三十五條トモ舊ニ復シマス

六百三十五條ハ前ニ改メテ見タカ原案カ可ト云フノテ、跡カラ入
レタ但書モ刪リマス

(尾崎委員) 之ハ八蓋敷カツタ所テ、地方ノ慣習ノ異ナルモノハ
此限ニ在ラスト云フチ入レルノテシヨウカ

(栗塚報告委員) 入レヌ積リテアリマス、ナセト云フニ用收權ノ
方ニ合シテアレ丈ケチ取タノテアリマス用收權ノ方ハ彼ノ儘ニ置
クノテアリマス

五百八十九條ノ重モナル條又ハ云々トアル彼所テアリマス彼レニ

申シタカラ此所ハ其何レ丈ケテ賃貸人ガ責任スルカナレハ下ノ二
項ニ掲ケタモノテス即チ疊建具塗彩壁紙ト云フ丈ケハ負擔シナケ
レハナラン

(尾崎委員) 用收權ノ所ニ抵觸スルカ

(栗塚報告委員) 此割合テ宜シイヨウテス賃借人ハ此ヨリ減シテ
ハ不都合テス用收者ノ責任ト賃借人ノ責任ト比較スルト賃借人ニ
是丈ケノ賣カアツテ宜シイヨウテス保持修繕大修繕ハ家主カスル
併シ自分ノ不調法ニ因ルモノハ借リタ者ガスルト云フノテス

(尾崎委員) ソコハ慣習ヲ入レタイ、疊杯ハ賃借人カシナケレハ
ナラン若シ疊ヲ付ケテ貸セハ家賃チ高クスルト思フ

(栗塚報告委員) 契約カアレハ宜シイ

(尾崎委員) 慣習ハ疊建具付ノ貸家テソレ丈ケノ賃チ取テ居ルカ
ラ矢張り賃貸人ハ其修繕チ見込テ置カント賃借人ハ皆引受ケル

ト云フト最初ノ約定トハ違フセ、ダカラ地方ノ慣習アルモノハ此
限ニ在ラスト入レタイ

(南部委員) 地方ノ慣習ハ入レテモ宜カロウ

(村田委員) ソレハ入レテ宜シイテシヨウ

(尾崎委員) 末項モ入レテ宜シイテシヨウ

(松岡委員) 大修繕チ除クノ外ハ何モ角モテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(南部委員) 一應申シタイカ、賃借ハ是迄議定シタ所テ御承知ノ
通り是迄ノ賃借トハ違フ場合モ出來ル様ニナルソウナルト疊建具
チ賃貸人カ慣習ニ依ルハ悪クナイカ矢張り之テハ習慣ニ變タコト
モ出來ルノテ何セナレハ只賣渡スコトモ出來ルノテアリマス

(栗塚報告委員) 私等ノ考ヘテハ此儘カ宜シイト思フ

(尾崎委員) 賃借權チ賣ランテ溜ルモノカ

(栗塚報告委員) 私カ地所ヲ拜借シテ居テソレヲ復貸スルコトモ
出來ル又其權ヲ賣ルコトモ出來ルノテアリマス

(南部委員) タカラ能ク考ヘナイト權衡カ取レヌ

(松岡委員) 矢張り慣習アルノハ井戸杯ハ地面ヘ付ク

(尾崎委員) 慣習ハ慣習テ宜シイタロウケレトモ此限りニ在ラス
トシテ置ケハ假令ハ疊替ヲ賃借人カスルナラサセルカラ矢張り入
レテ置クカ宜シイ

(南部委員) 却テ其方ハ賃借人カラ疊建具ノ保持ヲ賃借人ニサセ
ルノタカラ賃借人ニ賣テ買ハセルカラソレハ何カナレハ此所テハ
慣習ニ反スルコトカ出來ルカラ慣習ニ異タ權利カ付ク然シテ見レ
ハ疊建具ノ修繕ハ賃借人カ持ツハ當リ前テアル慣習ニ違ヘハ違フ
ヘキ權利カ出ルカラシテ義務モ出ル、賣ルコトカ出來ヌナレハ買
擔モナイ、何ウモ原案テ宜シイテシヨウ

(栗塚報告委員) 義務ハ今迄ノ通りテ權利カ殖ヘルノテス

(尾崎委員) 彼ノ人ナラ宜シイト云テ貸テ居ルニ諸方ヘ譲ラレテ
賣ルモノテスカ

(南部委員) 特約スレハ宜シイ

(栗塚報告委員) 反對ノ場合ニ要約アルトキハ此限ニアラスト云
テ居ルカラ、轉貸スルコトヲ得ル又但反對ノアルトキハ此限ニ在
ラストス

(尾崎委員) 轉貸ハ氣ニ喰ハヌナ

(栗塚報告委員) 併シ能ク考ヘルニ大キナ地所ヲ私カ拜借シテ私
ガ又小作ニ任カシテ差支ナイ

(尾崎委員) 使用サセルノハ使用スル人ニ依テ大キニ違フカラネ
矢鱈ニ借タ物ヲ段々ニ幾人カニ貸合チスルハ困ル

(栗塚報告委員) ソレハ一寸申スガ茲テ論カ出テ兎ニ角要約シテ

ヤツタラ恐敷コトハナカロウト云フノテス、無論要約スルタロウ

(南部委員) 考ヘルト但慣習云々ハ入レヌ方カ宜シイ

(栗塚報告委員) 多クハ疊トカ壁トカ云フ下水渡テモ家主地主カ
ヤルケレトモカ之ハソウテハナイ下水渡モ借家人カヤラナケレハ
ナラン賣カ重クハナイカト云フナレハ特約テ何ウテモ出來ルカラ
元來之ハ起案ヲ害スルテモナイカラ何ウテモ出來ルカラ民法ニコ
ウアツテモ習慣カアレハソレニ從テモ行ハレマスカラ此儘テ宜シ
イテシヨウ

(松岡委員) 契約上カラ來ルノハ之カ出來ルト隨分家主ニ關係セ
ス借家人ガ替ル様ニナルネ

(栗塚報告委員) 布達スルノハ家主地主ニスル地主家主ハ己レノ
負擔テハナイセオ前ノ負擔ト云フノテス

(南部委員) 是迄ノ賃借トハ違フ

(栗塚報告委員) 是迄ハ酷ヒ六ケ敷コトハナイテシヨウ

(松岡委員) 今ハ實際ヤルノタカラネ

(栗塚報告委員) スレハ出來ルノテアリマスシテナラント云フノ
テハナイ何ウテモ出來ルノテアリマスコウ定ノテ斯フテナケレハ
ナラント云フ法律テハナイカラ舊慣ハ隨意テアリマス

(委員長) 地主カ保持修繕チシテ跡ハ皆ナ賃借人カスルノカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 假令賃借人カヤラントモ、ヤラナケレハナランカ

(栗塚報告委員) ヤルト云フコトハ極マル併シナカラ約束テ以テ
賃借人ガ私カヤラント云フノテ出來ルコトモアリマス

(尾崎委員) 疊ハ保持修繕ノ中テスカ

(南部委員) 左様テス

(委員長) 今少シ簡略ニシテハ何ウカ六ケ敷ク書ケハ、モツト掲

ケナケレハナラン困タモノタネ

(尾崎委員) 天井ノ一部杯ハ大修繕テハアリマスマイ

(委員長) 壁ヲ鼠カ喰破テモ大修繕カ

(南部委員) 壁ト云フハ煉瓦造ノコトテアリマス

(委員長) ソンナラ煉瓦ト書クカ宜シイ

(南部委員) 一項又ハ次ノ兩柱ト云フモ皆木造ノモノテアリマス

カラ重モナル壁トハ見ヘマセン

(委員長) ケレトモ字ヲ見テ人ニ解セト云フトソウハ見ヘマセン

(南部委員) 圖障壁ノ所へ行クト隨分外國流テアリマス

(委員長) コウ云フ所ハ要點ヲ掲ケテ云フナレハ極ク拙シタ所ノ

要點ヲ示セハ宜シイト思フ又物ヲ數ヘ舉ケルナラハ極ク細カニ精

ハシク云ハナケレハナラン

(尾崎委員) 天井ノ修繕杯ハ大修繕トハ思ハン、書掲ルナレハ重

モナルモノヲ示ス位ヒカ宜シイ

(南部委員) 重モナルモノヲ示シタノテアリマス

(松岡委員) 日本家テモ壁カ落タリスルハ矢張人カ住ヘヌカラネ

(南部委員) カベ、ト見ナイテ壁ト見ナケレハナラン

(松岡委員) 壁ト云フノハ何ウ云フノカ

(栗塚報告委員) 石ヲ積タモノテアリマス

(南部委員) 圖障壁ノ所へ行トソウ云ハナケレハナラン

(尾崎委員) 一部杯ト云フコトハ何ウモ往カン

(栗塚報告委員) 是等ハ佛蘭西ノ拔書テアリマス

(清岡委員) 地方ノ慣習云々ヲ極ノマシヨウ、地方ノ慣習ハ何ウ

カ

(委員長) ナクトモ宜クハ、宜カロウ契約カアレハ契約テ出來ル

シ又ソレカラ賃借人カ保持修繕ハスルモノト云フコトニシタラ宜

カロウ差支ハナイ

(尾崎委員) 此法律ヲ見テ契約ヲ改メテスルカ

(栗塚報告委員) 是カラスルノテアリマス

(委員長) ソレテハ地方ノ慣習ト云フコトハ入レタトシテ九十一

條ト見合シテハ何ウカ

(栗塚報告委員) 是ニ書イテ御覽ニ入レマシヨウ

(南部委員) 大底分テ居ルタロウ

(栗塚報告委員) 井戸雨水溜水道管ノ疏浚テアリマス

(委員長) 貸借ノ期限間ト皆ナヤラナケレハナランカ

(南部委員) 左様

(尾崎委員) 一般ニ貸借ト稱スルト云フノハ生ルノテスカ

(委員長) 雨水溜又ハ水道管ノ疏浚及ヒ一般ニ貸借ト稱スル修繕

ニ任セストナルノテシヨウ

民財九ノ一六五

(松岡委員) 「ボアソナード」カ妙ナコトヲ入レタリ除イタリシ

タカラオカシイ

(南部委員) 保持修繕ハ貸借ノ修繕ノ内ダロウ

(南部委員) ソレハ別テアリマス

(委員長) 井戸下水溜水道管ノ疏浚及ヒ一般ト云フ其一般ト云フ

ハ何カ道入ルカ

(南部委員) カラス、ノ修繕障子ノ張替ト云フ様ナモノテス

(委員長) 及ヒトアルカラ外ノモノモ道入ル様見ヘル

(栗塚報告委員) 井戸雨水溜下水溜水道管ノ疏浚ハ保持修繕テ御

座リマシヨウ

(委員長) 外ニ何トカ書様カアリソウナモノテス要點丈ケ少シ書

ケハ宜シイ

(栗塚報告委員) 姑ク此儘ニ願ヒマス

(清岡委員) 六百三十五條ヲ入レタノテスネ

(栗塚報告委員) ソレハ用收權ヲ刪タカラテス

(清岡委員) 用收權ヲ刪タ爲メニ之丈ケノモノヲ入レルト云フ權

衡カラ論スルト用收權ヲ殘スト用收權ノ所ハ之ヲ入レルノテシヨ

ウ

(委員長) 入レルカ順序テアリマスカ舊ノ儘復スハ以前論ノ起タ

モノハ皆ナ消ヘスニ居ルノテス

(南部委員) 障子ノ張替杯ヲ云フノハ何ウカ

(委員長) 極ク要點丈ケヲ摘シタモノトスレハ單簡ニ書ケハ宜シ

イテシヨウ

(尾崎委員) 此所ハ實ハ際限ガナイ

(南部委員) 壁紙杯トカ云フテハ際限カナイ

(清岡委員) 用收權ノ所モ保持修繕ノコトハナイ保持修繕ハ賃借

テ保持修繕ノ權利ト云テスルノカ

(南部委員) 保持修繕ハ用收權ニモアリマス

(清岡委員) 五百八十九條ニアリマスカ何ヤラ此所テハ分ラヌ

(南部委員) 大修繕ヲ除ケハ跡ハ皆保持修繕デアリマス

(清岡委員) 定マツテ仕舞ヘハ宜シイカ本條テハ保持修繕ニモ二

ツアツテ賃借人ノヤルノト賃借人ノヤルノトアルカラネ

(栗塚報告委員) 何ウシテモ難カナランノテス

(清岡委員) カラスノ破レモ障子ノ張替モト云フカ

(南部委員) ソレハ末項ノ賃借人カスルノテス

(尾崎委員) 保持修繕ノコトハ重ナルモノカ分ラン

(松岡委員) 大修繕ノ外ハ皆保持修繕ト見レハ宜シイ然ルニ大修

繕保持修繕又一般ノ賃借ト稱スル保持修繕ト三ツニ分ケルカラオ

カシイ

(委員長) 第五百九十一條へ以テ天井ト云フ字ハ何タカラ眞ニ起草者ノ意ガ重モナル様ト云フハ煉瓦石ト云フナレハ煉瓦又ハ石造ノ屋敷ト又ハ基礎トヤツテハ如何基礎ノ一分タリト雖モ大修繕ト看做スソレカラ一箇又ハ数量ノ重モナル梁柱ノ變更モ大修繕ト書イテ天井ト云フ丈ケハ除ケハ宜シイ天井ヲ入レル否ハ裁判官ニ任シテ宜シイ天井モ大修繕ト見レハ床板一枚ヲモ大修繕ト見ナケレハナラント思フカラ之ヲ重モナルモノハカリニシテ其外ハ保持修繕トシテハ何ウカ

(南部委員) 重モナルト云フハ意味カアルノテ

(委員長) 重モナルモ入レテ宜シイテシヨウ

(栗塚報告委員) 天井ト云フ字ヲ基礎トナスツテハ如何

(清岡委員) ソレハ宜シイカ天井ト云フモノハ中々オウクーナモノテス

(南部委員) 大修繕ハ無論賃人カヤルノテ、タカラ其裏ハ何ウカト云フニ賃借人カヤラナケレハナラン

(南部委員) 疊建具云々丈ケ取レハ宜シイ

(委員長) 基礎丈ケ入レテ置キマシヨウ

(栗塚報告委員) 天井ノ替リニ基礎トナツタノテアリマス

(尾崎委員) ソレハ宜シイ

(栗塚報告委員) 石又ハ煉瓦ノ重ナル様トシテモ宜シイ

(松岡委員) 土蔵杯北受ケノ壁カ落チタラ何ウカ

(栗塚報告委員) 落チルモノテナイ壁カ果テ居ルヲ云フノテス壁ノ上層ノ落チタノハ小修繕デアリマス

(委員長) 重モナル様ノ一分タリト雖モト云フト皮ノ脱ケタノモ大修繕ト云ハレルカラネ

(栗塚報告委員) 之ハ起案者ニ問フテモ知リマセンテシヨウ

(委員長) 例ニナル所ハ確カナモノヲ舉ケテ跡ハ裁判官ノ想像テヤツテ宜カロウ

(南部委員) 一分タリト雖モ、除ケテハ何ウカ

(村田委員) 一分タリト雖モハ翻ルカ宜シイ

(栗塚報告委員) 宜シウ御座リマシヨウ重モナル壁又ハ基礎ノ修繕一箇又ハ數箇ノ重モナル梁柱ノ變更ハ之ヲ大修繕ト看做シテ宜サ、ウテス

(松岡委員) 其位ヒテ宜シイ

(清岡委員) スルト下ノ十分一ハ何ウスルカ

(南部委員) アレハ宜シイ

(清岡委員) 宜シクナイ

(委員長) 栗塚ノ云フ通りソウシヨウ

(栗塚報告委員) 重モナル壁若クハ基礎ノ修繕又ハ重モナル梁柱

民財九ノ一六八

ノ變更ハ之ヲ建物ノ大修繕ト看做ス、テ宜シウ御座リマシヨウカ

(尾崎委員) 宜シウ御座イマシヨウカ、上ハ除ケテハ如何

(清岡委員) 一方ハ建物ニシ一方ハ梁柱ハカリノモノナレハ宜シイカ家根杯ヤルホ、土除ケ壁塼及ヒ圍障壁之ハ除テ仕舞カ

(村田委員) 之ハ少シニシテ置クカ宜シイ

(委員長) 塼塼ト圍障壁丈ケニシテ仕舞方カ宜シイ

(栗塚報告委員) 全部ノ改造ト佛蘭西ノニ御座イマス

(南部委員) 重ナル壁基礎壁根若クハトスルカ

(村田委員) 此項ハナクトモ宜シイ様タホ大底大修繕タカラホ

(栗塚報告委員) 屋根丈ケハ除キマシヨウ

(南部委員) 屋根ト土除チ制レハ宜シイ

(栗塚報告委員) 土除ト云フハ高輪ノ總理大臣ノ築タアレテ壁ト

云フノハオカシイ

- (委員長) 日本テハ石垣ヲ宜シイノテスネ
- (栗塚報告委員) 左様テス土除ハ石垣ト改メテモ宜シイ
- (委員長) 家根ノ改造ト云フノハオカシイ
- (栗塚報告委員) 改造ト云フノカ云ヒタイハカリテス
- (村田委員) 家根ヲ入レテハ、マヅイ
- (南部委員) 基礎ノ方ハ變更ノ方ヘ導入ルノテス
- (栗塚報告委員) 屋根若クハ重モナル壁ノ修繕又ハ重モナル梁柱若クハ基礎ノ變更ハトシテ四角ノ事柄ニナルノテス
- (南部委員) 併シ屋根ハ一部テモ大修繕ニナルカ
- (栗塚報告委員) 梁柱若クハ變更テ宜シイ
- (清岡委員) 家根ハ少シテモカ
- (栗塚報告委員) 家根ノ全部トシテモ宜シイ
- (委員長) ソウ屋根ノ全部トシヨウ

民財九ノ一六九

- (南部委員) 表面十分一ヲ超過スルハ大修繕ト云テ居ルソレヲ全部ト云ハレテハ往カン
- (栗塚報告委員) 瓦二三枚直シテモ大修繕ト云フ論カ出ルト困ル
- (南部委員) ソレハ屋根瓦ヲアルカラ宜シイ、石垣堤塘及ヒ圍障壁ノ全部改造モ亦大修繕タリトスルカ
- (松岡委員) 全部ト云フハナシテ宜シイ
- (村田委員) 全部ハイラン
- (栗塚報告委員) 宜シイ
- (委員長) 報告委員テ今一應調ヘテ貰イ、此所ハコウヤツテ置イテ宜シイタロウ
- (栗塚報告委員) ハイ、次ニ第六百四十三條イロハニホヘト迄ハ御圖リテ願ヒマス
- (松岡委員) 今ノ所ニ佛蘭西ノハ習慣云々トアルカ何ウカ

(栗塚報告委員) 何々チ賃借スト云ハヌテ宜シイト云フノテス

(松岡委員) 習慣ハイランタロウト見ルト餘程違フコトカアルノ
テ、違フカラソレテイランカ

(委員長) 地方ノ慣習ト云フコトハ何時モ審カヌコトニナルネ

(南部委員) 慣習テ歐文ニアル所チ付ケルモノカアレハ別ノ話ダ

(委員長) 法律編纂上カラ云フト其方カ宜シイ實際ハアル方カ宜

シイト思フ若シ不注意テアツタリシテ約束セント東京ト大坂トハ
家ノ負擔テモ違フノテソウ云フ場合ニ於テ十把一束ニシナケレハ
ナラント云フト不注意カラ生シタトキハ矢張法律ノ制裁チ受ケナ
ケレハナラン、成丈ケ意リカアツテモ多ヒ審カナケレハ免カル、
據ニシナイトイカン

(南部委員) 慣習ノコトハ成丈ケ特別ニ知ラセナケレハナラン

(松岡委員) ソレハ出来マセンゼ

民財九ノ一七〇

(南部委員) ソレナレハ賣買讓與ハ行ハレナイト云ハナケレハナ

ラン今日ハ賃借テハ賣買讓與ハ致シマセン

(委員長) 疊建具杯ハ何ウカ知ランカ井戸トカ雨水溜トカ云フモ
ノモアルカラネ

(栗塚報告委員) 下水浚杯ハ一定ニナツテハ居ラン井戸浚モ一定

ニナツテハ居ラン、併シ斯ウ一定ニナルト將來家チ借ル人ハ私ハ
拂ヒマセンソヨト云フ、拂ハヌナレハ賃サヌト云フノテス

(委員長) 賃ス賃サヌチ云フト合意テ成ルカ言ハスシテ舊來井戸
掃除ハ浚ハ家主カシテ賃レルカラト思テ居ル所カ豈圖ラン借家人
ノ負擔スルモノト云フト私ハソウ云フコトハ慣習チ井戸替ノ負擔
ハナイカラ、ソコサニ家賃モ高ヒノチ拂タト云フコトチ言出スカ
モ知レヌソウ云フ場合ニ近傍ノ慣習ハ井戸替ハ借家人カシナイモ
ノト云フコトナレハ裁判官ハソレチ見テ認メル方ガ怪我ハ少ヒカ

ト思フ

(松岡委員) 慣習ニ依ルモノナレハソウ法律ヲ八箇敷云フ必要ハナイ

(南部委員) 貸借權カ重モニナツテ賣買モ出來ルカラソレ丈ケノ義務ヲ請ケナケレハナラン

(尾崎委員) 慣習ヲ法律ニ定メルニ付キ慣習ヲ破ラナケレハナラント云ハナタトモ慣習ハ慣習テ宜シイタロウ

(南部委員) ソウ一概ニハ往カンテシヨウ

(栗塚報告委員) 破テ害ハナイ若シモ破ルニ至テハ特約チヤレハ別段ソヨト云フノテス

(尾崎委員) 理窟チ云テハ種カナランゼ

(南部委員) 既ニ賣買讓與ハア、ナツタカラ自然ノ結果テス

(松岡委員) 併シ救ヘル丈ケハ救テ宜シイ

民財九ノ一七一

(南部委員) 權衡ヲ採ランテハ法律ニハナラン

(松岡委員) 權衡ト云フガ事柄ハ上ノコトチ云ハント往カン

(栗塚報告委員) 慣習カアレハコウト云フノハ六ヶ敷イテシヨウ

(尾崎委員) 疊替ハ貸貸人カ負擔セント云フ丈ケテ譲リ渡ヤ何カニ權利ニ害カナイノタカラ

(栗塚報告委員) ハツキリ慣習ト云フコトハ出來マセン今日ノ所チ疊替ハ誰カスルカ或所チハ借人カヤリ或ル所チハ貸人カヤルノチアリマスカラ一定ニ斯ウト云フコトハ出來マセン

(委員長) 東京コソ自分テスルカ大阪杯ハ借人カ疊替チ自分テスルコトハアリマセン表替コソスルモ其他ハシマセン

(村田委員) 之モ表替丈ケノコトチアリマス疊チ造リ直スコトハアリマセン表替丈ケノコトチアリマス

(栗塚報告委員) ケレトモソレハ分リマセン

(委員長) 表替ノコトモキアルシソレハ兩方アルテシヨウ慣習ヲ入レタラ取ハ危ナ氣カ少ナカロウ成丈ク世ノ中ノ變動チ來ス様ナコトハヤランカ宜シイ

(尾崎委員) ソウテス

(南部委員) 強イテ心配ナレハ仕方モナイカ私ハ權衡ハ面白ナイト思ヒマス

(村田委員) 疊ハ保持修繕チハナイ不動産チアリマス

(南部委員) 別論ハ跡ニシテ宜シイ

(清岡委員) 私ハ異タコトチ申スガ、此所へ入レテハ何ウカ慣習

ト云フハ保持修繕ト云フ前ノ通りテハ往カン疎漫及ヒトカ云フ所ハ地方ノ慣習ニ於テ一般賃借ト稱スル方ハ、地方ノ慣習ニ依テ賃借ト稱スル修繕チ擔任トヤツテハ如何

(南部委員) ソレハ宜シイ

民財九ノ一七二

(栗塚報告委員) 及ヒ其他一般ノ地方ノ慣習ニテ賃借人ノ負擔トスル修繕ニ任セサルチ得ス、トシマスカ

(尾崎委員) ソレハ大違ヒ

(栗塚報告委員) 此所ハコウヤツテ置タカ未タ外ニモ借家人ノ負擔スルモノカアルト云フコトチ云フカ

(尾崎委員) 契約チヤル前ニ爲シタモノハ如何

(栗塚報告委員) ソレハ適用セン

(尾崎委員) 従前ノモノハ取除ケナケレハナランカ

(栗塚報告委員) ソレハソウナリマシヨウ

(尾崎委員) 土地ノ習慣チ疊ハ家主井戸替モ家主カスルト云フコトハ存シテ置キ又賃貸スルチ譲リ渡スコトハ簡備々々チ云テ置ケハ權利ニ障ハルコトハナイ

(南部委員) 私ハ腹ニ思フ仕組カ違フ、一寸御考ヘナサイ永小作

ト云フモノ、性質ハ賃借人永借人ノ權ヲ妄リニ奪フコトハ出來マ
セン永小作人ノ權利カアルカラ修繕スルコトモ地主カシナクナツ
テ居ル

(尾崎委員) 永小作トハ大變遷フ

(南部委員) ケレトモ權利ト義務ノ權衡ヲ取ラナケレハナラン

(尾崎委員) ケレトモ家ヲ譲リ渡シテハナラント云ヘハ權利ヲ悞

ルコトハ出來マセンソウスレハ習慣ニ依テハ決シテ永借トカ何ト

カ云フモノヲ以テ充テラレナイハ論ハナイ

(南部委員) 永借ノ内ニ充テルノテハナイ永小作ト云フモノハ權

利ヲ持テ居ルカラハ修繕ノ義務モ比較シテ權衡ヲ採テ永借ト云フ

モノ、永借權ヲ譲リ渡スコトカ出來ルナレハ矢張修繕ノ義務モ重

リ買フト云フ權衡ヲ云フノテアリマス

(委員長) 法理上カラ云フト其方カ宜シイノチスカ届カヌコトカ

アロウト云フ恐レカアリマス

(清岡委員) 仕方ハアリマスマイ

(委員長) ソレテハ之チ置キマスカ

(栗塚報告委員) 第六百四十三條ハ四條ノ間ヘ以テ用收權ヲ引テ

來タノハ殘ラス引クコトヲ止ノマス、ソレテ第六百四十四條ハ舊

ニ復シ、賃借人ハ其權利ノ保存及ヒ土地ニ附着スル地役ノ收益ノ

爲ノ第三者ニ對シ用收權ノ章第五百七十條ニ記載シタル訴權ヲ行

フコトヲ得、トナリマス

(委員長) 之ハ收益ト云フハ起業者ニ質問スル積リテアツタカ如

何

(栗塚報告委員) 地役ヲ行フ爲ノト云フコトヲアリマスソレカラ

第六百四十條ヲス

(清岡委員) 第六百四十二條ハ修正ノ通りタスカ

(栗塚報告委員) 左様テス、用收權ノ爲ノニ改マツタ所チ申スノ
テス、第六百四十五條テ之ハ當事者ノ一方云々トアレチ削除致シ
マスソレカラ六百四十六條ハ此儘テス第六百五十一條ハ舊ニ復シ
マスソレカラ六百五十六條ハ一項原案ノ通り「他ニ譲リ渡云々ハ
刪ルソレカラ五百七十三條右ノ先買權ニ適用ス」トアルハ生カシ
テ舊ノ通りニスルノデアリマス

(委員長) 他ニ譲リ渡サントスルトキハト云フチ刪テ宜シイカ

(栗塚報告委員) 五百七十三條カ原案ノ通りニナツタ以上ハ此所
テ他ニ譲リ渡サントスルト云フハイラヌト云フノチ刪リマシタ

(清岡委員) 前ニ分テ居ルノタ

(栗塚報告委員) ソレカラ第六百八十九條ニ付ケ加ヘタルモノチ
削除シテ原案ニ復スノデアリマス、ソレカラ七百六條テアリマス
(松岡委員) 六百八十九條ノ一月ハ五百七十三條ノ十日ト何セ違

フカ

(栗塚報告委員) 地上權テハ餘程日間チ與ヘタノテス

(松岡委員) 地上權者ニ地上權チ移スノデアリマヌシヨウ本所有
者ニ買フカ買ハヌカト云フノチ用收者ニハ短ヒ期限テ決斷サセル
ト云フノタ

(委員長) 此條ニ七十三條チ適用スト云フハ八十九條テ含ンテ居
ル様ニ思フカ

(南部委員) 右ノ方ハ五百七十三條ノ規則テナイ様ニナリマスカ
ラ前ノ方ハ同シヨウナコトテ次ハ違フ位ヒナコトデアリマス

(村田委員) 右ノ外五百七十三條ニ適用ステス

(南部委員) 右ノ外ト云フト少シ別ニナル様ナ心持ガスル

(清岡委員) コウ云フ文例カ何所ニカアリマシタ

(委員長) ソンナ珍例ハナイ此他トヤツテモ宜シイ

(村田委員) 此他ヲ宜カロウ

(栗塚報告委員) 其他ヲモ宜シイ

(南部委員) 其他ト云フト、マルテ導入ラヌ様ニナル

(栗塚報告委員) 五百七十三條ノ此他ノ條例ハトヤツテハ如何

(委員長) 八十九條ハ五百七十三條ヲ適用スト書イテ宜シイ

(栗塚報告委員) 併シ十月ト一ヶ月ノ違ヒカアリマス

(南部委員) 其他ト云フト此條ノ外五百七十三條モ皆適用スルカト云フ様ニ文字カラ云フト見ヘルカ實際ソウ云フコトハナイカラ之ハ仕方カナイテシヨウ

(栗塚報告委員) 矢張右ノ場合ニ適用ス其條例ノ餘分ニ對シテハト云フノテアリマスカラ右ノ外ヲ宜シイテシヨウ

(委員長) 右ノ外ヲ宜シイタロウ

(栗塚報告委員) 第五百七十三條ノ條例ハ右ノ外此條例ニ適用ス

トヤツテハ如何

(清岡委員) ソレハ往カン、餘ノ條例ト云フノタカラ、右ノ外第

五百七十三條ノ條例ヲ適用スト云フノハオカシイ

(委員長) 前ニ云テ居ルモノ、外テス

(清岡委員) 此方カ能ク見ルト分ランコトハナイ右ノ外第五百七十三條ノ條例ハ右ノ場合ニ適用ステハ何ノコトタカ分リマセン

(委員長) 分レハ宜シイ

(栗塚報告委員) 右ニ掲ケタコトハ無論又五百七十三條ニ云テアルモノハ此條ニ適用スト云フノテス

(委員長) 右ト云フノハ此ト云フノモ同シナラ宜シイカ違フカラ
ホ

(栗塚報告委員) 僅カノ違ヒテス

(委員長) ソレテモ違フ所カアルノタカラホ

(栗塚報告委員) 一項ノ事柄モ違フカコウ云フ事柄次ノ事柄モ第七十三條ニ云テ居ルソヨ其外ノコトハ之ニ當ルソヨト云フノテス
 (委員長) 彼レモ十日是レモ十日ト云フノテ其條例ヲ適用スト云フナレハ宜シイガソウテハナイ違テ居ルモノヲ適用スト云フノハ往カン

(村田委員) 佛蘭西ノハ總テ他ノ事柄ニ云々七十三條ニ掲タル規則ハ右ノ場合ニ適用ストアリマス

(栗塚報告委員) ソウテアリマス

(委員長) 皆サンカ分リサヘスレハ宜シイ

(清岡委員) 分リ難イガ種々ヤツテ見ルト之ヲ宜シイ

(村田委員) 五百七十三條ニ掲タル條例ハト入レテハ如何

(栗塚報告委員) 尙ホイカン

(尾崎委員) 五百七十三條ノコトハカリ云テ居ルハ往カン餘リノ

モノモ此條ニ適用スルト云フノタネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(尾崎委員) 先ツ分ル様テス

(清岡委員) 宜シイ

(栗塚報告委員) 右ニ規定スルモノ、外第五百七十三條ヲ適用ストヤリマシヨウカ

(南部委員) 同シコトタ

(委員長) 此餘ノ條例杯ト云フハ云ハスニハ何ウカ

(栗塚報告委員) ソウハ往カンノテ、ソレテハ抵觸致シマス

(委員長) 五百七十三條ノ條例ニシテ右ニ掲タルモノ、外此場合ニ適用スカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(今村報告委員) 原案カ宜シイテシヨウ

(委員長) 宜ケレハ宜シイ

(栗塚報告委員) ソレカラ第七百六條ヲ第二項用收者ニ記載シタル云々ハ刪リマシタカ之ヲ生スノテアリマス

(尾崎委員) 宜シイ

(栗塚報告委員) ソレカラ七百八十六條ヲ第二項ノ終リニ「所有者若クハ土地在ル或人ノ一個ノ努力ヲ要スル云々第二ノ負擔ハ情況ニ從ヒ又ハ」ハ刪リマシタカ之ヲ生カシテ舊ノ通りニナリマス、ソレカラ第七百八十九條四項之モ舊ノ通りニナリマス是丈ケハ貸借ト用收權ハ全ク復舊致シマシタ

(委員長) ソレテハ今日ハ是テ措キマス

第五百九十一條「家根若クハ重モナル壁ノ修繕又ハ重モナル梁柱若クハ基礎ノ變更ハ之ヲ建物ノ大修繕ト看做ス

石垣堤塘及ヒ圍障壁ノ改造モ亦大修繕トス」ト假定シ尙ホ報

告委員ニテ調査スルコトニ決ス

第六百二十三條第六百二十四條第六百二十五條第六百四十四條第六百五十一條第六百五十六條第六百八十九條第七百六條第七百八十六條第七百八十九條ハ總テ復舊ス第六百四十四條イロハノ新條ハ刪ル

于時午后四時三十分閉會

民財九ノ一七八

民法草案財産編用收權ニ關スル再議議事筆記第四十八回

明治二十一年四月十七日午前九時四十五分開會

(委員長) 始ノマシヨウ

(票収報告委員) 第六百七十七條ノ永賃借ノ所テ「永借物ハ賦課セラル、コトアルヘキ通常又ハ非常ノ租税ハ其所有者之ヲ擔任セスト雖トモ云々」トアルハ之ヲ舊ノ通り「賃借人ハ求償權ナクシテ通常ト非常ト之間ハ云々」ト復舊致シマシタ

(委員長) 何フ云フ御カ

(票収報告委員) 用收權カラ出タ其關係テス

(委員長) 用收權ニ關係ハナイテハナイカ

(南部委員) 用收者カ地租ヲ拂フコトニナツタカラ、ソレテ此方等モ賃借人カ拂フトナツタノデアリマス

(尾崎委員) ソウセント思イナ

(南部委員) 用收者カソウナツタカラ

(尾崎委員) 用收者ハソウナツタカ賃借ハ政府カ所有者ニ課スルノ租法チアルカラ工合カ悪クハアリマセンカ

(南部委員) 用收者用益チ爲ス所有物ニ賦課スル公ノ負擔ハ用收者之チ負擔スト九十二條テソウナツテ居ルカラテス

(尾崎委員) 永借地ト云フモノハ

(栗原報告委員) 永借ノ方モコウ云フ風ニシタカツタノテ改メタクナツタカ用收權チ側タ以上ハ斯ウシナケレハナラント云フノチアリマス

(清岡委員) 今日一般税法カラ云フト總テ地主ガ拂フト云フコトニナツテ居ル

(栗原報告委員) 此間モ松岡サンノ引例ニナツタ通り現在不動産賃チ取テ居ルハ賃取主カラ稅チ取ルコトニナツテ居ルアレ杯カ收

益モアルノテ此所テ永小作人カ稅チ納ムルモ同斷ト思ヒマス

(尾崎委員) 稅チ取立ツルニハ矢張所有者カラシヨウ

(栗原報告委員) ソウテハ御座イマセン

(南部委員) 賃取主ガ稅チ拂フノテス

(尾崎委員) ソレハ誰ノ名義カナレハ則チ所有者ノ名義チアリマス

(南部委員) 名義ハソウテシヨウガ、名義ト云フ字ハ彼ノ法律ニモ御座イマセン

(尾崎委員) 皆所有者ガ稅チ出スト定マツテ居ル税法チアルカラオビテ永借トカ成ハ永小作借地チモ借人カラ拂フト云フト租額ニナツテ往カン

(南部委員) 租額ニナル理由カアリマス何セナレハ賃借ハ二十年永借ハ五十年テ永イモノチアリマスカラ自カラ賃借ト永借トノ間

ニ權力違テ居ルテアリマスカラ其負擔モ亦從テ違テ居ル其理由ハ充分アリマス

(村田委員) 普通ノ賃借ト同シニナルカラネ

(清岡委員) 近來ハ何ウナツタカ知ランカ年限賣ト云フモノハ一年毎ニ書替ルコトハナラント云フ假令ハ私ハ貴君ニ私ノ名前ニシテアルノテアレハ矢張書替タ方カ宜イト云フ様ニナツタカト思フ
(尾崎委員) 一体何方等ニ偏シテモ世ノ中ノ騒動ヲ起スノテアリマス從來永借稅ハ地主カ拂フト云フ極リカアルニ之カ變スルノテアリマス

(栗原報告委員) 併シ今日ノ所テ如何テアリマスカ私ノ承知シタ永小作ハ懸本ノ何トカ神田トカ云フハ家老ノ名ニシナケレハナラシテ家老ノ名ニシタ所カ地主カ皆拂テ居タノテモ本ト家老ノ名ニシテアツタノテ大變騒動カ起タ鹽梅ヲスカ、アレハ土地ノ士族カ

所有者ノ如クニナツテ居ルノテ他ハ存シマセンカ懸本テハ名前ハ地主テモ士族カ拂テ居リマス

(尾崎委員) 稅ヲ拂フ者カ所有者ダ稅ヲ拂ハヌ者ハ所有者トハ云ハレヌカラシテ地方紛失シテ之ヲ請ケルニ今迄ノ永借人カ請ケルカ地主カ請ケルカ請ケルト必ラス稅ハ誰カ出スカナレハ地主カ出スノテアリマス、私モ之ヲ必ラス何ウシナケレハナラント云フテハナイ都合能ク行ント只矢處ニ定メテモ往カント思フノテス
(南部委員) 最初修正案ニナツタカ固トヨリ用收權ヲ圖タカ其節モ七十七條ハ修正案ノ通りニスルノハ寔ニ不都合ト云フ論モアツタ其論ハ何ウ云フカナレハ若シ所有者カ一應ハ稅ヲ擔任スルト所有者カ拂フト其實ハ永借人カラ賃貸人ニ償還スル併シナカラ永借人ハ寔無賣力ニナルト所有者ノ損ニナルカラ不都合ト云フ議論モアツタノテ止テ得ス修正ニナツタガ今日ハ用收權ガ復舊スレハ仕

方カナイ

(粟塚報告委員) 此條ノ復舊ハ仕合ノコトデアリマス此所テハ修正シタリナツタケレトモ用收權ヲ發生シテ見レハ永借人カ拂ハマトキハ地所チ公賣スルト云フコトニ反スルノテ遲ニ復舊アラシコトチ希望致シマス

(清岡委員) コウナツテ來ルト賃借人カ拂ハマトキハ無論公賣セラル、歸テス

(粟塚報告委員) 用收者カ拂ハマトキハ公賣スルト同シ永借人カ拂ハマトキハ公賣スルノテ損害賠償ハ無論所有者カラ無論アルノデアリマス

(清岡委員) 永借人ト用收者ト同一ニシナケレハナラント云フコトハ用收權ト云フモノハ無據スルモノテ用收權ニ付テハ公賣トカ云フ税ノ徵收ニ不都合デアルト云フカラ廢シタケレトモ又止テ得

ス舊ニ復シタカ爲ノニ是迄用收權ノ如クスルハ行過タコトテハナイカ

(粟塚報告委員) 元來改メタカ改メルニ及ハマト云フカラテス用收權ト云フモノチ删除シタ理由ハ立タカ之カ舊ニ復シタカラハ仕方ガナイ

(尾崎委員) 一向區別ハナイモノテ用收權ハ此ノ法律ニ依テ宜シイカ永借ハ從來永借ノ質チ取テ税ハ所有者カラ出シテ居ルノテス(南部委員) 其論ナレハ用收權ノ所モ所有者ノ名義テ出スト云フ積リテナケレハナラン私杯ハ其方チ希望スル併シナカラ何ウシテモ用收權ハ若シ用收者カ拂フト云フコトガ出來ヌトキハ地所チ賣却スル完全ノ所有權チ賣却スル迄ニ定マツタノテスレハ用收者ト永借ト云フノハ權衡カ同シタナツテ居ル又理窟モ同シタカ若シ之チ用收者カ現在成丈ニ幾分カ存シナケレハナラン併シナカラ永借

ハソレニ及ハヌト云フハ恐ラクハ理由ガ立タヌテシヨウ

(尾崎委員) ソウ云フコトハナイ

(清岡委員) 私杯ハ尾崎サンノ説カ宜シイト思フ用收權ト云フモノハ必竟西洋ノ風潮ニ遂從ハナケレハナラント云フノテアル、所カ條理上新タニ設立シタガ税法ハ何ウスルカナレハ止チ得サルガ永借ハ日本ニテロントアルノテ別段ニ用收權ハ何ウシタカラ永借モ同權衡ニシナケレハナラント云フコトハナイ又好シヤ永借ガ用收權ニ類シテアロウトモ少シモ頓着ハナイ殊ニ日本ニ是迄實際上從來ノ有様ニ從テ都合ノ能ヒ所ニ定メテ宜シイ

(南部委員) ソウテナイ、物權トシテ何方迄モ物權ノ權力チ得セシムルハ民法カ始メテ是迄ハ決シテナイモノテス、然テ見レハ用收權チ日本ニ置イテ物權トシテ認メタモ亦永借權チ物權トシテ認メタモ違ヒハナイ何セナレハ永借ノ權利チ物權ト認メテ是丈ノ取

扱チシタコトハナカツタ、其權衡カラ行クト何ウシテモ用收者ニ於テ租稅チ用收者ニ負擔セシムルト云フモ永借ニ於テハ租稅ハ所有者カ拂フト云フコトハ權衡カ合ヒマスマイ若シ本條チ税法チ違テ仕方カナイト云フナレハ用收者モ矢張り用收者カ所有者ノ名義チ以テ負擔スルトカ成ハ所有者ガ拂ヒ用收者カラ償還スルト云フコトニシナケレハナラン何方等ガ一ニ定マラント不權衡チアリマス

(尾崎委員) 用收權チ見レハ用收權チ支ヘタ人カ死ハ無クナルカ永借杯ハ矢張り孫々マテ傳ハルモノテ性質ガ違フ

(栗原報告委員) 本トノ通りニシテ大シタ不都合ハアリマセン本案ハ何ウカナレハ賃借人ハ求償權ナクシテ通常ト非常トチ間ハス一切ノ地稅チ拂フ但通常稅チ設定スル法律カ格別ニ定メタコトハ此限ニ在ラストアリマス

(松岡委員) 御尋ホ申スカ必竟ハ此通りニシテ仕舞テ小作人カ不納ト云フトキハ其所有權ヲ公賣サル、ノテアリマスカ

(栗塚報告委員) 用收權ト同一ニ論スルノテス

(松岡委員) 公賣代金ハ百圓トスルニ不納ハ十圓アルトスルト九十圓餘ルカ之ハ何ウスルカ

(栗塚報告委員) ソレ丈ケハ所有者ニ盡ルノテス濫除方法ハ物權ノ付タモノチ賣レハソウナルニ違ヒナイ

(南部委員) 一般濫除法テ行クノテス

(松岡委員) 小作人ハ賣ラル、ノテシヨウ

(栗塚報告委員) 併シ始終其意テス

(松岡委員) ^{償還}スト云フノハ人權ヲ小作人カラ地主ニ向テ拂ハナケレハナランカ之チ本ノ通りニナルト地主ニ關係セス買取主ト同シモノニシヨウト云フコトニナルノテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(松岡委員) 必竟借人カ拂フノテス

(栗塚報告委員) 不動産質チ取タト同シテアリマス

(松岡委員) 百圓ノ金チ借リタラ相當ノ地面チ渡スノカ質地デアリマス永小作ハ百圓ノ地面ニ相當ノ金チ先ニ拂テ置クノテハ格別ハナイ

(村田委員) ソウ云フモノカアルカモ知レン

(松岡委員) 是非用收權ト同シニシナケレハナラント云フノカ

(栗塚報告委員) 詰リ收益チ取タ者ガ稅チ拂ヘト云フノテ買取主ガ拂フト云フノハ即チ收益カアルカラテシヨウ

(松岡委員) 質ニ置テ金チ借ルハ地面ニ相當スル金ハ質置主力取テ居ルノテス

(栗塚報告委員) 然レハ質擔チ免カラシムルカ宜シイテシヨウ

(松岡委員) 地面ヲ賣レハ即チ貸金カ戻テ來ル譯テ稅ヲ拂フト云
フノハ地面ヲ賣テ稅ヲ拂フト云フト貸金ノ名カ抵當ノ品物ヲ賣ル
譯ニナルカラ往カン

(栗原報告委員) 恰ト裏ニナル何セナレハ本ト賣取主ガ拂フト云
フハ收益カアルカラト云フノテ、貴君カ元來金ヲ出シテ居ルト云
フノタ稅ヲ拂ハシテハ可愛想ナノテ小作人ハ金ヲ出シテ居ルカラ
ホ

(清岡委員) 總テ一切取テ地主ニハ何モ遣ラヌノダカラ用收權ノ
方ハ宜シイカ永小作ノ方ヘ取ル物ハ一石ノ内五斗ナリ六斗ナリ必
ラス地主ニ遣テ稅ハ地主カ拂フ地主ハ收得スルカラ收得上拂フノ
テ實ニナルト五年七年ナリ收得カアルノテス

(尾崎委員) 年ニ何斗取レヨウトモ所有者ニ金三圓トカ又ハ米幾
許遣ルトナツテ居ルケレトモ元來ノ性質ハ收獲ヲ分配スルノテ、

ダカラ今ノ用收權ト實トハ違テ此ニツチ見ルニ用收權ナリ所有者
テ又實置主モ其通り實中丈ケノコトテ永小作ハ幾分カ收獲ノ割チ
取テ子々孫々迄傳ハルノテソレチ小作人ガ意納シタカラト云フテ
ホント賣テ仕舞ハル、ハ一體性質カ違フモノタカラ必ラス用收權
ニ合ハセルコトハアリマスマイ

(南部委員) 合ハセルコトハナイト云フ説ハ權衡チ見ナケレハナ
ラン永貸借ハ素ヨリ斯ウシテ權力カアルノテ今日テハ永小作カラ
拂フコトハ御座イマセンカ全体常ノ貸借トハ性質カ異テ居ル永小
作ノミナラス永貸借ハ詰リ土地ノ本性チ變スルチ得畑チ宅地ニス
ルモ出來ル勝手次第ニ出來ルソレ等ノ大權力チ異ヘテアル以上ハ
是迄ノ永小作ハ地主ノ指令ニ依テ田チ畑ニシ畑チ田ニスルカ如キ
モノトハ性質カ違ヒマスと思フノテ御座リマスカラハ之チ永小作
人ニ稅ヲ拂ヘト云フコトカナイトシテ仕舞ト甚タ永小作人ハ權利

ハ多ヒカ義務ガ少クナル

(委員長) 元ト用收權ノ爲ノニ書タノテハアリマスマイ、現在日本ノ有様ハマルテ賃借人ガ拂フノテハナイ、ソコサニ所有者カ拂フカト云フトソウテハナイ理窟モアロウカラ賃借人カ辨済スルトカ所有者ニ何カシナケレハナラント云フノテ却テ用收權カラ來タノテハナイ

(南部委員) 用收權ハ現在ノ法律ニ違テ所有者カ負擔スルト云フノテアリマス

(委員長) ソレハ用收權ノ上カラ云フノテ用收權ニ付テ尋常ノ稅ハ用收者カ拂ヒ非常稅ハ所有者カ拂フ併シナカラ稅ヲ拂ハヌトキハ双方拂ハヌトキ所有權ニ立入テ其物ヲ公賣スル其残りハ用收者ニ幾分チ遺ルト云フ用收權ニナツテ居ル所チ永借ニ持テ來ルト永借ハ旨意カ違テ來ル様ニナル若シモ用收權ト同シ權衡ニスルト矢

張リ永借權ヲモ用收權ニ類シタカ永借權ハ全ク用收權ト同シテハナイカラ若シ其比例チャルト通常稅丈ケハ賃借人カ拂ヒ非常稅ハ所有者ガ拂フト云ハナケレハナラシ殘ラス兩方ニ負擔シ且租稅ヲ拂ハヌトキハ其物ヲ公賣シテ餘リハ双方チ分配スルト云フコト迄書カナケレハ到底同シニハナラシソレチ書カスシテコウヤルノハ現在今日ノ有様ニ於テモ斯ウ云フコトハナシ又用收權カアルサニ總テ用收權ノ理窟通りニ何所モシナケレハナラント云フナレハ總テノ稅法チ悉皆變ヘテ收得スル即チ收益スル者ハ皆稅ヲ拂ハナケレハナラント云フトキニハ永借ノミナラス賃借ト雖トモソウダロウ自分カ收益スル以上ハ拂ハナケレハナラシ

(南部委員) 尤モ賃借ハ違ヒマス

(委員長) ケレトモ收益スル上カラ云フト決シテ賃借タカラ往カシ永借タカラ往ケルト云フコトハナイ

(粟坂報告委員) 若シヤ賃借カ三十年間繼續スルハ賃借人ハ必ラス永借ニナリマス

(委員長) 永イ短イテハナイ収益スル者ハ即チ負擔スルト云フ論ニナル以上ハ決シテ永借タカラ或ハ短イカラト云フ區別ハナイ

(南部委員) 實ハ兼テ御承知テモアリマシヨウガ此通りシタ方カ税法ノ上ニモ大變便利テアリマス何セナレハ御承知ノ永小作ヲ賣ルニ付テハ稅カ取レヌト云フコトハ内務省方リテモ苦情ヲ申シテ居ル何セナレハ若シ永小作ヲ賣ル時分ニハ永小作權ヲ付ケテ賣ルト直段カ大變違ヒ難モ買人カナイ先達テモ縣本縣ヲ騷動ガアツタガ彼ノ様ナモノテ若シ永借權カコウナルト永借權ヲ付テ賣ルノテ轉讓シテ行タカラ公賣ニ付シテモ難モ買人カナイ様ニナルカラ稅法カラ云フト復舊シタ方ガ便利ト思ヒマス

(委員長) 私ノ考ヘテハ縣本縣ノコトハ稀ナ永借テアリマスカ併

シソレニシテモ本ト日本ノ今ノ有様ニ於テ租稅法カ所有者ニ課シテ居ルノテ決シテ永借人自カラ負擔スルコトハナイ、ソコサニソレチ今此所テ永借人カ負擔スルト若シ永借人カ拂ハヌトキハ所有者ニ係リ地面ヲ賣テソレカラ取上ケルト云フト所有者ハ取ルモノカナイトハ云フガ却テ賄ヒ變動ヲ來シハセンカト思フ

(村田委員) 併シ賃借トハ餘程違フ用收權ノ方ハ違フ法律ヲ出來テ居ルタカラ既ニ第六百七十五條ニモ大修繕ハ保持修繕モ之ハ借人ハ擔任セヌトアリマスネ、恰ト用收權ト同シ賃借人カ負擔スヘシ賃借人ハ一切擔任セシノイテ宜シイ

(委員長) 改正シタ方テモ永借人ハ賃借人ニ代テ償還スヘシトアリマス、賃借人ノ方ニハアリマセン永借ノ方丈ケ違フカラテス

(村田委員) スレハ用收權モ同シ様ニシナイト「ボアソナード」モ云テ居ルガ用收權ハ違フカラト成程賃借人トハ違フ五十年先續

ケハ幾年モ行ケルノテアルカラ、何ウモ用收權見タイナモノテアリマスカラ同シ様ニシナイト此所ニ至テ片チンバニナリハセンカ
(栗塚報告委員) 不都合ナイモノト思フノハ矢張所有者カラ取ルト云フモ政府カラ取ルニハ永小作人ヨリ所有者ノ名チ以テ納ノル
支ケテアリマス

(委員長) ソレハ朱書ノ様テハソウナルカ實ハ賃借人カラ償還スルネ若シ地面チ公賣スルトキ所有者チ負擔シテ地面チ賣ラル、カ
宜イカ稅チ拂フカ宜イカト云フトキハ稅チ拂テヤルト云フ様ニナル若シ紫字ノ如クナルト所有者ハ實ハ何チモナイコトノ爲ノニ地面チ賣ラシテ仕舞フコトカアルカラネ永小作人カ不勉強ノ爲ノニ賣レテハ困ル

(南部委員) ソコチ云フト用收者ノ負擔ノ爲ノニ完全ナル所有權チ賣ルノモ不都合チス

(委員長) 非常稅ハ所有者カ負擔スルトアルカラネ此方ハ非常稅モ通常稅モ共ニヤルノタカラネ

(村田委員) 水借人ハ既ニ荒蕪地チ開墾スル爲ノノ旨意チ出來テ居ルノテアリマス

(委員長) 何ニセ租稅ノ通常非常チ間ハス共ニ負擔スルト云フテ其者ガ納ムルコトカ出來ヌト地主ハ名アツテ賣ナシテ悉皆公賣セラル、極點ニ越クト思フ

(松岡委員) 所テ用收權ノ設定ハ惡イト云テ八釜敷問題ニナツテ其様ナコトハ習慣カナイト云ヒ又現行ノ稅法ニ背クト云タカ止チ得サル事情ガアツテ用收權チ存在スルトナツタカラソレ今迄存在シタ慣習ニ合ワシテ止ムチ得ス存在シタ用收權ト同一ニシナケレハ權衡カ合ハヌ杯ト云フノハ、途方モナイオカシイ話シテアレハ是カラ新規ニスル者ハソウ澤山ハアリマスマイト云フノテ止チ得

ス稍諦ノチ付ケテ寔ニ特別ノモノト見テ宜シイ、小作借地ハ慣習
モ古イシ又日々アル事柄モ多ヒノテソレチ止チ得ス設ケタ者ト權
衡ノ爲メニ慣習チ破テソウシテ永小作人ニ掛テシナケレハナラン
必要ハ勿論アリマスマイソレコソ多クノ人ヲ法律カ立入テ感亂サ
セルト云フ結果チ起ス

(栗塚報告委員) 驚キ入タ御説テ御座リマス

(南部報告委員) 松岡サンノ御説ハ間違テ居ル用收權チ削除シタ
ハ今ノ通りノ説テスカ併シナカラアレチ置クニナツタハ用收權チ
行フカ少ヒカラト云フノチハナイ種々ナ事情カアルノチ永借人ハ
是迄ノ永借トハ違フカラソレチ一樣ニシテハ分ラヌ

(松岡委員) 用收權チ置イタ以上ハ權衡チ同一ニシナケレハナラ
ント云フカ何ノ其様ナコトハナイ止チ得ス置イタ用收權ノ爲メニ
現在ノ慣習チ破テ合ハセナケレハナラント云フハ何ウ考ヘテモ分

ラン

(栗塚報告委員) 置キマシタ以上ハ不都合ハ除イタノテシヨウ、
而シテ此購場チ不都合ハナイトナツタノテス

(松岡委員) 用收權ハ佛蘭西ト伊太利ト違フノテシヨウ、是ニ佛
蘭西チヤツタ案チ柱ケテ伊太利チモスル位ヒテ土地ノコト財產ノ
コトハ成ル可ク國ノ習慣チ存シナケレハナラン

(委員長) 名丈ケハ何所迄モ所有者ノ名チアリマス

(南部委員) 古イ所ハ永小作人ノ名前ニナツテ居リマス

(委員長) 永借人ノ租稅カ明カニナツタナラ何方ニモ見ヘルソコ
サニ一ノ稅チ以テ一般小作人カラ拂フト云フハ日本ノ慣習ト見ル
コトハ出來マセン

(栗塚報告委員) 併シナカラ理然ルヘクト思ヒマス

(委員長) 理カラ云フト斯ウタロウト云フノハ別チ慣習ハコウト

云フコトハ出來マセン

(清岡委員) 永小作人ハ地主ニ代テ拂フハ帳簿ノ付ケ方カ違フ

(箕作委員) 委員長ニ伺ヒマスルカ起業者ノ精神ハ精分テ居ル永
借人ハ私ハ小作ノコトハ存シマセンガ此條ハカリテハアリマセン
六百六十六條カラ六百八十條迄永借ノ百八十四條ハカリアルガ土
地ノ本性モ變ヘルコトカ出來ル永借人ト違フ條モアリマスカ是ハ
皆本ガ何方カ習慣ニ違フト習慣ニ言分ガアロウカ「ボアソナード」
ノ原案ハ習慣上ニ違フ場合モ御座イマシヨウガ又少々ハ違テモ民
法ヲ作ル以上ハ永小作ハ斯ウ云フ風ニ改メト云フ論ノアツタコト
モアロウカ外ノ條ハ習慣ニ違ハヌト云フノカ或ハ違テモ思ヒ切テ
スルノカ

(委員長) 違テ居ル所モアロウカ同シノ所モアリマシヨウカ土地
チ悪クスルコトハ往カヌカ良クスルコトハ出來ル家チ毀スコトハ

民財九ノ一八九

出來又樹木ノ大キノチ毀スコトハ出來タトカ云フノテ假令アツテ
モソコニハ蓋支カナイカラト云フノテス

(箕作委員) 本性チ變ヘルナレハ格別論カナカツタノテスカ

(委員長) 論ハアツタカ悪クスルノハ往カヌト云フノテ良クサヘ
ナレハ宜イト云フノテ論カ着タノテス

(箕作委員) スレハ七十七條ノ租稅チ何方カラ負擔スルカト云フ
ニ慣習ニ背タカラ原案テハ往カヌト云フノテスネ

(委員長) ソウテス其トキノ論ハ現行ノ租稅徵收ニ於テ類リニ論
カアツテ此所カ變ハツタノテ獨リ用收權ガ變ハツタカラト云フ論
テハナクシテ實際此方ガ適當トスルト用收者ト云フ者ハ其モノテ
アル以上ハ出ス租稅ハ自カラ出サウモ所有者ノ名テ納メ併シナカ
ラ永借人チ押付ケル以上ハ所有者ニ向テ償還サセナケレハナラン
其モノカ收益スルモノタカラ出スト云フ旨意ニモ叶フカラ宜イト

云フノテ定マツタト思フソウナレハ今日ノ税法ニ向テモ左程ノ差支ハナイト思フガ若シ之ヲ非常通常チ間ハス悉ク賃借人カ拂ハナケレハナラン若シ拂ハヌトキハ公賣スルトナルト大變ニ變動チ生シテソコテ用收權ノ方ハマルテ所有權ハ權所有權トマテ云フテ非常稅ハ虛有者ガ拂フトシテ此所ハ悉皆非常稅通常稅モ皆拂ハナケレハナランカラネ

(栗塚報告委員) 各自ニ定メタトキハ此限ニ在ラストアリマス
(委員長) ソウスレハ用收權ニモアリソウナモノテス永借人ハ矢張り所有權ハソウテハアリマスマイ然ルニ負擔ハ所有者ハマルテ知ラントアルカラネ

(栗塚報告委員) 永借者ト用收權ハ權衡如何ヲ論スレハ種々異論者モ出マシヨウカ用收者ハ逆モ地脈ノ變換ハ出來マセン假令權所有者ノ置位チモ出來マセン此方等ハ出來ル、尤モ政府ハ所有者カ

ラ租稅ヲ收立ツルト極テ居レハ永借人ニ對シテ所有者カラ跡テ償却權カアルソヨト註ニモ申シテ居ルカラ

(尾崎委員) 修正ノ通りシテ宜シイテシヨウ

(委員長) 貴君方ソウ云フ研究モアリ同シニシナケレハナラント云フ考ヘカアルナレハ今少シ用收權ト此所ト比較シテ考ヘテ見テ理論上カラナレハ理論上カラヒツシリ合フ様ニ立テ御覽ナサルカ宜シ若シソレカ不充分ト云フナラ此案ヲ案字ト赤イ字ヲ書イテ大藏省事務官ニ聞タカ宜シイ何方カ適當スルカト云テネ何方カ宜イカ實際ニ適シタラ分ルタロウ何ウシテモ理窟一通テ都合上カラソウシヨウト云フテモ實際運ハヌ様ナコトチシテモ往カンカラ

(栗塚報告委員) ハイ

(製作委員) 立案者ノ註ニアリマス理由チ見ルト永借權ハ永イ間ノ期限タカラ時經ツニ因テ段々土地ノ負擔カ増スト始メハ少クモ

後ハ多クナルコトカアル然ルニ所有者ハ稅カ多クナルハ豫見シナイカラ所有者ニ負擔サスルハ不正當ト云テアルガソレ等ハ永借トカ永小作ハ性質ガ少シ違フカト思フ

(尾崎委員) 「ボアソナード」ハ廢地ヲ開墾スルヲ重モニ見テ居ル様テスガ日本ノハソウテナイ

(今村委員) 報告委員テ永借人ト云フヲ謂ヘタカ「ボアソナード」ノ書イタ永借ト日本從來ノ永借ト云フノトハ違ヒマス、日本ノ從來ノ永借ハ一般ニ出來ル所ガ永借ヲ新タノ開墾地モアロウガソレハ目的トセスニ居ルノテ「ボアソナード」ノハ第六十六條ニ修正シテモ民法ハ總テ「ボアソナード」ノ頭ノ裡ニアルモノヲ主トシテ書イテ居ルノテアリマス、此條ハ開墾スルカ土地ヲ改良シテ地價モ上テ行ク様ナモノヲナケレハ民法ノ永小作ニハ限ラン辨ラヌト云フノテス

民附九ノ一九一

(笑作委員) 御尤モテス第六百七十六條ノ「意外ノ事又ハ抗拒スルコトヲ得サルカニ因テ云々理由ヲ生セス」ト之ハ通常ノ賃借トハ違ヒ不耗地ヲ開墾スルカラ賃賃ハ安イト是等ハ日本ノ永小作ノ正面カラ云フト理由ニハナリマスマイ

(今村委員) 從來日本ノ永小作人ニハ用ヒラレナイノテソレニスルト從來ノモノヲ主トシテスレハ此テハ往カヌノテス

(委員長) 私ノ考ヘテハソレ程ニハ思ハヌ從來永小作ト稱スルモノ、爲ノニ法律ヲ立ルハ宜シイカソレハ假令出來マセンテモ矢張り此通りノコトヲ從來ノ慣習ヲヤツテ居レハ之ニ依テヤレル、若シ之ニ依テヤレヌモノハ法文ハ從來ノ永小作ト稱スルモノニ適用スヘキ爲ノニ設ケラレタカラソレニ依テヤルカ宜シイ用ヒラル、モノヲ用ヒテ宜シイ成可ク之ヲ實際トヒトク背カン様ニシテ置ケハ假令從來永小作ト稱スルモノ變例ノモノカアレハソレヲ用ユル

モノサへ拵ユレハ相待テ行クト思フ

(筆作委員) 從來アル永小作ニ對シテハ委員長其他ノ御説ノ通り所有者ノ負擔スヘキヲ主トスル然ルニ「ボアソナード」ノ云ハル、様ナ開墾ハ出來マセンソレハ前ニ充分審イテモアリマス通り爲ノニ借賃モ安シ開墾スルニ從テ價直カ増スカラト云フ理由モアリマスソレハ原案ノ百七十七條ノ如キ賃借人ニ何所迄モ負擔ノ義務カアルト云フコトニシテニツニ切分ケルノハ精神ガ貫キハシマセシカ

(委員長) 別ニ永小作ニ付テ税法ヲ置ケハ宜シイカ其税法ハ今迄ニナイ法律チアリマスカラ今日ノ税法ヲ變ヘルト云フハ中々難イト思フサニ今日ノ税法ニ於テ原案者ノ云フ主意ヲ貫クカ宜シイト思フソコサニ此所チ若シ所有者ガ拂フトシテモ永借人ガ償還シナケレハナラント云フコトニナルハ若シ所有者カ拂ハヌトキハ永借

民財九ノ一九二

人カ拂フト、所有者カ貧乏シタトキハ永借人ガ其爲ノニ自分ノ勞力チ入レタ財産チ無クスニ及ハヌト云フ考ヘカラ原案者ノ旨意モ貫ケル若シ之ニ反シテ紫字ノ如クシテ通常非常中間ハス永借人カ負擔スル若シソレカ拂ハヌトキハ公賣スルトナルト永借人カ土地チ良クシテ行クナレハ宜シイガ之ニ反對シテ惡クナツテ止チ得サル爲ノニ土地チ賣ラレテ仕舞ト所有者カ實ニ無理ナ目ニ遇ハナケレハナラント云フコトモ出來マシヨウシ又今日ノ税法ニ於テ小作人ガ稅チ負擔スルコトハナイ、物チ所有シテ居ル者カ負擔スル原則タカラソレチマルテ改ヘナケレハナラント改ヘルトスルト獨リ永借ノミ收益スル者ニ稅チ課スルトハ云ハヌ其他ノ者チモ收益スル者ニ稅チ課スト云フ法律ガ出來ナケレハナラント思フ永借ノミニ其コトチ係ケルハ六ヶ數ト思フ

(筆作委員) 用收權ト云フモノハ日本ニナカッタモノテ歐羅巴ニ

アルカラ設ケルガ設クル以上ハ税ハ所有者ガ拂フト云フ様ニナル
 税法ニナイモノヲ設ケルナレハ日本從來ノ永小作人ナレハ日本ノ
 慣習ニ依テ所有者カ拂フトシテ「ボアソナード」ノ云フ様ナ永借
 人ト云フモノハ北海道杯ニ所有者ハアルガ自カラヤルコトガ出來
 ナイテ誰カニ永借權ヲ與ヘテサセルモノナレハ日本經濟上カラ云
 フモ通例ノ小作人トモ違テ永借人ハ税ヲ負擔サセルハ恰ト用收權
 ヲ設ケラレタ様新規ノモノヲ設ケルコトニナリハシマセンカ
 (委員長) 開墾地ニ限テ斯ウ云フコトヲサセル、舊來ノ關係ヲ持
 タヌコトニナレハ出來ヌコトハナイカ舊來ノコトニ關係ヲ持カラ
 ヤレヌノテス

(実作委員) 舊來ノモノハ區別カ付クテシヨウ
 (委員長) ソウスレハ書方ヲ違ハナケレハナラン之ハ現在ノモノ
 タナイトシテ總テ開墾チスルコトニ付テ永借權ヲ設ケルトシテハ

何ウカ

(栗城報告委員) 之ヲ紫字ノ通りニシテ修正ヲ加ヘテ但租税ヲ設
 定スル方法ハ格別ニ定メタトキハ此限ニ在ラストシテハ如何
 (委員長) 矢張同シコトテス、租税法ガ別段ニ出レハソレニ依テ
 仕舞此方ハ幾ラ改ヘテモ效能ハナイ

(村田委員) 私共ハ原案ヲ宜シイト思フ

(実作委員) 私ノ考ヘハ法律取調委員會ニ對シテハ如何ハ敷イ申
 分カハ知レンカ土地賃借永借杯ニ至テハ慣習一切ヲ存シ方ハカリ
 テレヨウ斯ウ云フコトハ地役權トカ云フモノハ農商務省トカ内務
 省トカ實際ニ明ルク且從來ノ税法ヲ目的ヲ立テ居ルカラ此へ呼出
 シテ充分彼等ノ意見ヲ御聞ニナルコトカ肝腎ト思ヒマス

(委員長) 呼出シハセンカ時々聞クコトニナツテ居ルノテス

(栗城報告委員) 寄□ノコトモ總テ内務省ハ問合ハシテ居リマス

(笑作委員) 永借權ノ如キモ果シテ日本ノ慣習ハ栗塚君ノ云フ通りナレハ原案ヲモ宜シイカソウテナイナレハ永借人小作人ハ所有者ニ負擔サセナケレハナラン又新規土地ヲ開墾スル原案ノ精神ナレハ永借人ニ負擔サシテモ宜シイカ其邊ガ安心出來マセン心持カスルノチス

(委員長) 内務大臣ヲモ舊來小作人ハ肥後杯ニアルハ家老ノ名ニシテアルカ地面ノ稅ハ百姓ガ出シテ居ル之ヲ以テ無價ヲ所有者ハ己レノモノト思テ居ル地所ヲ幾分カ作人カラ稅ヲ持双方所持テ居タカ斯ウ云フモノチ無ク精神ニナツテ居ル所有者カ所有權ノアル以上ハ義務ヲ盡サナケレハナラン從テ權利モアルト云フ論ニナツテ應本縣テモアルカ併シ新タニ是カラ先ノモノニ適用スルト云タラ論モナカロウ又從來ノモノチ入レヨウトスルト合ハセル様ニシナケレハナラン

民財九ノ一九四

(笑作委員) 實ハソコカ錯雜シテ居リマス

(清岡委員) 假令將來ノモノトシテモ矢張原案ヲ往クマイト思フ何ウシテモ慣習ニ拘泥シタ所ノモノカアル詰リ所有者ガ擔任スルコトハ何ウシテモ動かス可カラサルモノチス

(松岡委員) 之ハ「ボアソナード」ノ註ノ末項ニ若シ稅法ニ於テ所有者ヨリ取立ツルチ認メ得ルトキハ云々トアリマス

(栗塚報告委員) 私丈ケノ資格ヲ申セハ但租稅ヲ設定スル法律カ格別ニ定ムルコトハ此限ニ在ラストシテハ如何カト思ヒマス

(松岡委員) 元ト修正シタ通りチ宜シイ

(今村委員) 私カ試ミニ申スノハ一個ノ考ヘテ御座イマスガ「ボアソナード」ノ定メ方チハ通常非常チ間ハス稅ヲ拂フト書イテアル、所ガ民法チ拂方ヤ何カノコトチ定メヘキモノナク假令ハ用收權ナレハ用收者カラ取立テ成ハ處有者カラ取立成ハ賃貸人カラ取

立ル賃借人カラ取立ルノチ民法ニ定メルノハ結局負擔スルコトチ
極メナケレハナラント思フ、詰リ負擔ハ誰カト定メナケレハナラ
ン既チ此條ハ其コトヲ定メナケレハナラン場合チアリマスカラ此
條ノ旨意チ見ルニ所有者擔任シ書イテ置イテ永借人ガ賃貸人ニ之
チ償還スヘシトアリマヌルト取立方ハ兎モ角モ負擔チニツニ書
イテアリマヌソレチ止メテ結局ノコトハカリズト書放シテソレ
テ取立方ハ要用ト云フナレハ但書チ入レテ但徵收法ハ税法ニ從フ
トシタラ如何

(委員長) ソウ書イテ濟メハ心配モ入ラヌガ税法チ改ヘナケレハ
ナラン永借人ハ通常非常稅ハ求償權ナクシテ拂ヘト云タラ現行法
カラ云フト所有權ノアルモノト等シク見ルカラソレハ往カヌダロ
ウト思フソレ故コウ云フ妙ナ文ニナワタノテソレカ現行法ニ抵觸
セス法理ニ違スル書方ガ明瞭ニ出來ルナレハ從ヒマシヨウ

民財九ノ一九五

(栗塚報告委員) 之ハ餘程研究シタ書方チアリマス

(今村委員) 擔任スト雖モト云フト矢張結局ハ賃借人ガ拂ハナケ
レハナラン

(委員長) ケレトモ現行法律ニモ背カス法理モ幾ラカ違フテ居ル
カラ批評スルハカリテハ往カヌ改ヘルニハ斯ウ云フ名文ガアルト
拵ヘナケレハナラン

(栗塚報告委員) 用收者ノ負擔スルト結局拂ハヌトキハ永借物チ
公賣スルソト云フニナルカ可愛想チハナイカト云フノテ今此所ハ
可愛想ガ大本トニナツテ居リマス

(南部委員) 現行ノコトハ充分申シタカ永借ハ是迄ノ永小作トハ
餘程違テ田チ畑ニシ畑チ田ニモ出來況ンヤ大修繕モ悉ク賃貸力持
テ居ルナレハ永小作ハ今ノトハ違フカラ用收權ノ通り用收權ハア
レ丈クニセヨ税法ニ當ラン以上ハ同様ニシタイト申シタカ採用ニ